

「とくしまー0作戦」 地震対策行動計画(案)

(徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画)

ー南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、

死者0(ゼロ)を目指すー

平成28年度改訂版

はじめに

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震津波により、東北地方を中心とした広い地域が甚大な被害を受けました。

徳島県では、発災すれば大きな揺れや津波による壊滅的被害が予想される南海トラフ地震が、今後30年以内に70パーセント程度の確率で発生すると言われ、万全の対策が求められております。

このため、県では、全国に先駆け平成23年4月に「地震津波減災対策検討委員会」を設置し、「東日本大震災」の課題と教訓から、これまでの防災だけでなく、減災の視点を加えた地震津波対策の抜本的な見直しを行いました。

そして、平成24年3月、震災時の死者0(ゼロ)を目指すことを基本理念に、本県を縦断する「中央構造線活断層帯」をはじめとする活断層地震への対策も加え、今後、早急に実施すべき対策を網羅し、平成27年度までを「集中取組期間」とする「『とくしまー0(ゼロ)作戦』地震対策行動計画(徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画)」を策定いたしました。

これまで、「助かる命を助ける」防災・減災として、早期避難等に関する対策を講じるべく、全国初となる「津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定」や「国土強靱化地域計画の策定」、徳島モデルの防災・減災対策「高速道路を活用した避難場所の整備」など、本計画に基づき、着実に取組みを推進して参りました。

一方、これまでの成果等を検証するために実施した「地震・津波県民意識調査」の結果から浮かび上がった、自助力の向上と実践に向けた啓発といった課題をはじめ、「複合災害」への対応、「助かる命を助ける対策」に続く「助かった命をつなぐ対策」など、新たな課題も見えてきたところであります。そこで、このたび本計画を見直し、これらの課題にも備える地震津波対策をしっかりと盛り込んだ、平成28年度から平成32年度までの「後期計画」を策定いたしました。

「南海トラフ地震、活断層地震での死者0(ゼロ)」を実現するためには、県民の皆様や事業者の方々をはじめ、市町村や県などがそれぞれの役割に応じて、主体的に地震津波対策に取り組むとともに、「自助」、「共助」、「公助」が相互に連携・補完し合い、一体となることが不可欠であります。

今後、県では、本計画に位置づけた各種施策を着実に推進し、県民の皆様が安全・安心を実感いただけるよう全力で取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成28年3月

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

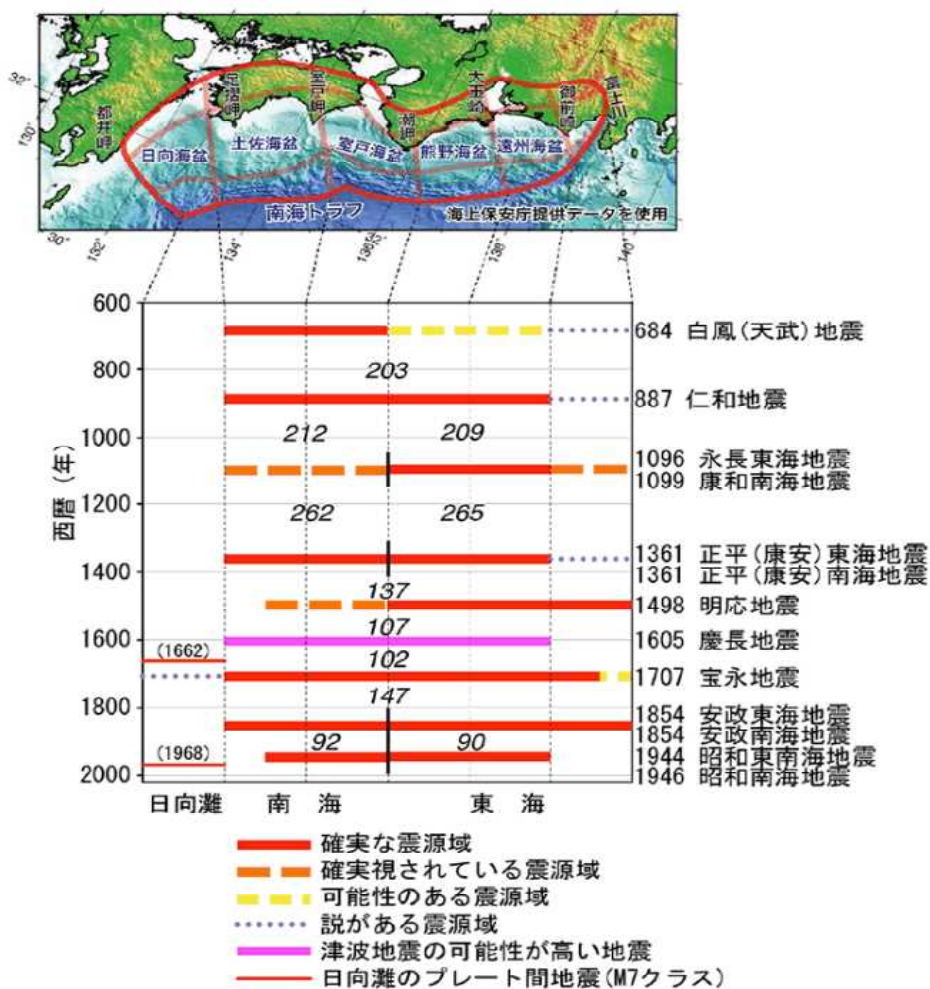
1 策定の趣旨

「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、本県においても、南海トラフ巨大地震への対応が急務となっており、これまでの地震津波対策を抜本的に見直し、さらに加速する必要があります。

また、「中央構造線活断層帯」をはじめ、いつ、どこで発生するかわからない活断層地震への備えも重要であります。

この計画は、南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑え「地震に強いとくしま」を実現するため策定しました。

【南海トラフの地震】



【「南海トラフの地震」の発生確率（平成28年1月1日算定基準日：地震調査研究推進本部）】

- 地震規模 マグニチュード8～9クラス
- 30年以内の発生確率 70%程度

2 計画の理念

県民の尊い生命を守ることを最重要の課題として次の理念を掲げ、地震津波対策を推進します。

南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、 死者0(ゼロ)を目指す

3 計画の位置づけ

- (1) 「徳島県国土強靱化地域計画」の地震津波対策に関する「部門計画」とします。
- (2) 「新未来「創造」とくしま行動計画」の基本目標の一つである「安全安心・強靱とくしま」を実現するための施策の推進方向を示すものです。
- (3) 平成24年12月に制定した「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第10条で規定する「県が実施する震災対策に関する施策をとりまとめた計画」として位置づけています。
- (4) 「徳島県地域防災計画(南海トラフ地震対策編及び直下型地震対策編)」において、県が実施する災害対応について、平常時から取り組む各種対策を示すものです。

4 計画期間

計画期間は、平成23年度～平成32年度までとしており、平成27年度までの「集中取組期間」が終了したことから、平成28年度からは「後期計画」として地震津波対策を推進します。

5 計画の進捗管理

毎年度、各施策の進捗状況を検証し、必要な場合、計画の見直しを行います。

また、検証・見直しにあたっては、外部の有識者からなる「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会」を設置し、委員からの意見や提言を適切に反映します。

6 計画の体系

5つの重要項目と39の分野別項目

項目名	頁
I 加速する地震津波対策	6
1 地震津波対策の計画的な推進	6
II 進化する「命を守る」対策	7
1 県民防災力の強化	7
(1) 県民防災意識の啓発	7
(2) 学校における防災教育の推進	11
(3) 防災を担う人材の育成	13
(4) 自主防災組織の充実強化	16
(5) 災害ボランティア活動の促進	18
2 緊急的な津波対策の推進	20
(1) 津波避難意識の向上	20
(2) 津波避難訓練等の充実・強化	22
(3) 津波避難困難地域の解消	24
(4) 津波情報等伝達体制の強化	26
(5) 海岸保全施設の整備推進	28
3 行政の災害対応能力の強化	31
(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上	31
(2) 防災拠点施設の機能強化の推進	35
(3) 防災訓練の充実強化	38
(4) 防災情報・通信体制の強化	40
(5) 広域的な連携強化	43
(6) 行政の業務継続体制の確保	44
4 被災者の迅速な救助・救出対策	46
(1) 救助・救急医療体制の充実強化	46
(2) 孤立化対策の推進	49
(3) 緊急輸送体制の整備推進	51
5 災害時要援護者対策の推進	55
III 広がる生活の質（QOL）確保対策	58
1 災害医療の体制の強化	58
(1) 災害医療体制の構築	58
(2) 災害医療を担う人材育成の強化	60
(3) 災害対応力の強化	62
2 生活の質（QOL）を重視した被災者支援対策	64
(1) 避難所運営体制等の整備	64
(2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立	68
(3) ライフライン対策の推進	70
(4) 生活環境対策の促進	73
(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進	75
IV 進展する強靱な社会づくり	78
1 震災に強い産業対策・社会づくりの推進	78
(1) 企業における防災対策の推進	78
(2) 農林水産業における防災対策の推進	81
(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築	83
(4) 公共施設の長寿命化計画の推進	84

2 地震に強いまちづくりの推進	86
(1) 木造住宅等の耐震化の促進	86
(2) 公共建築物等の耐震化の推進	89
(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進	91
(4) 公共土木施設等の地震対策の推進	94
(5) 土砂災害対策の推進	97
V 立ちあがる復興まちづくり	99
(1) 復興まちづくりの検討	99

7 取り組み事業数

	完了事業数 (数値目標)	継続事業数 (数値目標)	総事業数 (数値目標)
集中取組期間 平成23年度～ 平成27年度	101 (71)	294 (151)	395 (222)

	新規事業数 (数値目標)	継続事業数 (数値目標)	総事業数 (数値目標)
後期計画 平成28年度～ 平成32年度	60 (31)	294 (97)	354 (128)

【凡例等】

- 1 「後期計画」は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、各年度ごとに区切って、詳細に計画しました。
- 2 できるだけ「数値目標」を設定し、より実効性のある計画となるよう配慮しました。
- 3 「後期計画」の新規事業は、1重下線を付記しました。
- 4 「集中取組期間」における「目標達成事業」は、参考資料として記載しました。

I 加速する地震津波対策

1 地震津波対策の計画的な推進

本県で切迫する南海トラフ巨大地震に備える地震津波対策の計画的な推進を行います。

【取り組み】

①国に対する「徳島発の政策提言」の実施

南海トラフ巨大地震に備える地震津波対策の推進について、「徳島発の政策提言」を行い、地震津波対策に係る財政措置の拡充等、国の予算への的確な反映を行う。

くあらゆる機会を捉えて提言を

②「徳島県地域防災計画」の見直し

本県における地震津波災害に備えるため、東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、県や関係機関の役割等を検証し、「徳島県地域防災計画」の見直しを行う。

③市町村の国土強靱化地域計画策定の促進

市町村が国土強靱化地域計画策定を促進し、国、県、市町村が一体となって県土の強靱化を推進する。

④「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援

避難路や避難場所の整備を促進するため、南海トラフ特措法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」を策定する市町村の支援を行う。

＜H27:62.5% → H30:100%＞

⑤津波災害警戒区域における「避難促進施設」の指定の促進

津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域において、市町村長の「避難促進施設」の指定を促進する。

⑥南海トラフにおける観測体制整備及び観測情報活用の推進

南海トラフの地震・津波観測監視システム(DONET2)の観測情報の防災・減災対策への活用について検討を行う。

《《工程表》》		《《担当部局》》		
H28	H29	H30	H31	H32
提言				関係各課
推進				とくしまゼロ作戦課
促進				とくしまゼロ作戦課
		100%		とくしまゼロ作戦課
100%				とくしまゼロ作戦課
推進				とくしまゼロ作戦課

II 進化する「命を守る」対策

1 県民防災力の強化

(1) 県民防災意識の啓発

大規模災害時において、自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、災害を県民一人ひとりが自らのリスクとしてとらえ、実際の行動に移すことが重要です。

このため、県民、自主防災組織、ボランティア、企業、医療・福祉機関、行政などが連携協力し、県全体の防災力向上のため、防災意識の高揚を図り、具体的な防災行動の実践へとつなげていく県民運動を展開します。

また、県立防災センターの一層の利用促進を図り、災害に強い県民の育成を推進します。

【取り組み】

①とくしま地震防災県民会議の設置・運営

県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行うため、県民会議を設置し、県民運動を展開する。

②「防災啓発サポーター」制度の推進

県立防災センターの「防災啓発サポーター」として登録した「防災士」が、県立防災センターでの防災啓発サポートや交流活動を通じて、知識や技能の向上を図り、自主防災組織等地域の防災活動を活性化し、地域防災力の強化に繋げる。

＜「防災啓発サポーター」活動回数 年間5回＞

③「徳島県震災を考える日」等に因んだ啓発の実施

「徳島県震災を考える日」など過去の災害に関する日を「県防災メモリアルデー」として位置づけ、県民に災害と防災について学び、理解と関心を深めてもらうため、県立防災センターにおいて、特別啓発行事を実施する。

《工程表》				《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32
充実				防災人材育成センター
推進 活動5回/年				防災人材育成センター
実施				防災人材育成センター

④「とくしま防災フェスタ」の開催

子どもから大人まで幅広い年齢層が参加して地震防災について学ぶ、「とくしま防災フェスタ」を開催し、防災意識の向上を目指す。

⑤「とくしま地震防災県憲章」による県民防災意識の啓発

「とくしま地震防災県憲章」に基づき、自助・共助・公助それぞれの役割に応じた地震津波への備えの重要性を啓発する。

⑥男女共同参画による県民防災力の向上

「徳島県男女共同参画基本計画(第3次)」の普及啓発を図るとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災をテーマとした講座等を開催する。

⑦講演会等を活用した啓発活動の実施

講演会やシンポジウムを定期的に開催し、地震防災知識の普及啓発活動を実施する。

⑧「とくしま-0(ゼロ)作戦」防災出前講座の開催

地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、地域の寄り合いや事業所の研修会などで防災講座を開催する。

<講座受講者数20,000人/年>

⑨啓発パンフレット等の作成・充実

南海トラフ巨大地震等に関する知見や新たな被害想定等を盛り込んだ、県民に分かりやすい啓発資料となるよう、パンフレットや県ホームページ「安心とくしま」の見直し・充実を図る。

開催					防災人材育成センター
推進					防災人材育成センター
開催					男女参画・人権課 とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター
実施					防災人材育成センター 関係各課
開催 受講者 20,000 人/年					防災人材育成センター 関係各課
見直し 充実					防災人材育成センター

⑩県立防災センターや南部防災館における防災啓発の充実

県立防災センターや南部防災館の体験施設や展示内容をより充実するとともに、施設を利用した企画展等を開催することにより、防災啓発を充実する。

また、自主防災組織や防災関係団体等に会議室等施設の活用を促進し、活動の活性化を支援する。

<利用者数5万人程度／年(移動防災センター含む)>

⑪移動防災センターの実施

県立防災センターの展示・地震体験車を活用し、地域やイベントに向く移動防災センターを開催し、県民の防災意識の向上を図る。

<移動防災センター一年／150回>

⑫公募による県立防災センターの啓発展示の充実

民間事業者や防災関係団体等から防災用品等の展示内容を公募し、広く県民や自主防災組織等に紹介する。

<1回公募／年>

⑬地震防災県民意識調査の定期的実施

県民の防災意識に関する現状を把握・分析し、今後の防災対策に反映するため、県民意識調査を定期的に実施する。

<3年ごとに作成>

⑭火災予防啓発の推進

住宅用火災警報器をはじめとする防災機器の設置促進及び適正管理の周知啓発を通じて、火災による犠牲者を出さない火災予防意識を醸成する。

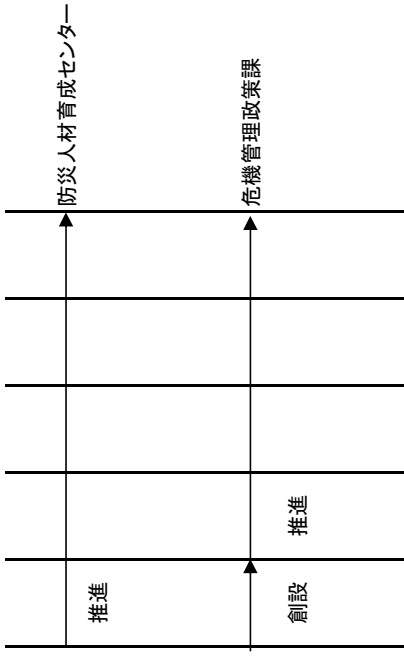
充実 利用者 50,000 人/年				南部総合県民局 防災人材育成センター
実施 150回/ 年				防災人材育成センター
充実 公募 1回/年				防災人材育成センター
		実施		とくしまゼロ作戦課
推進				消防保安課

⑮「自分の命は自分で守る」県民運動の推進

各家庭で、住宅耐震化や家具固定、備蓄などの災害への備えや避難経路などについて「家族防災会議」で話し合い準備しておく「FCP(家族継続計画)」の普及・定着に取り組むことにより、自助力・共助力の向上を図る。

⑯毎月1点検運動の推進

県民の防災意識や防災力の向上を目的とし、昭和南海地震から70年となる平成28年に、毎月1つのテーマに沿った点検を、県民や事業者呼び掛ける「毎月1点検運動」を創設し、29年以降も運動の定着を図るため推進する。



(2) 学校における防災教育の推進

災害発生時における児童・生徒の安全を確保するためには、児童・生徒、教職員等が防災についての正しい知識を身につけ、適切に対応することが重要です。
 このため、児童・生徒に対する防災教育を推進するとともに、学校における防災体制を充実します。

【取り組み】

①「高校生防災士」の養成

防災活動に意欲を持つ高校生の防災士取得を支援し、専門的な防災活動の知識技能を身につけ、地域防災の活力として活動を支援する。

＜平成30年度に累計500人の防災士資格取得を図る＞

②県立高校における「防災クラブ」の設置

高校生の防災ボランティアや地域と連携した防災活動を実施し、学校と地域の防災力を高める。

＜全県立高校に防災クラブを設置＞

③中学校における「防災クラブ」の設置

中学校に「防災クラブ」の設置を進め、防災活動の知識・技能を身につけるとともに、将来の地域防災の担い手を育成する。

＜平成32年度までに県内中学校の半数に設置＞

④県立防災センターによる防災教育に対する支援

県立防災センターの機能等を活用し、防災教育を実践する教員からの相談に応じる窓口の設置や啓発資料の作成・提供、学校への講師派遣(まなぼうさい教室)など、学校における防災教育を支援する。

《工程表》				《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32
推進 累計220人	360人	500人		教育委員会
設置	推進			教育委員会
推進				教育委員会 県内中学校の50%に設置
支援				防災人材育成センター

⑤活発な防災活動を実践する小中学校等の顕彰

「県まなぼうさい活動賞」を創設し、実践的な防災活動に熱心かつ継続的に取り組み、他のモデルとなる小中学校等を顕彰するとともに、活動事例をホームページ等で広く周知し、学校における防災活動の推進を図る。

⑥「防災生涯学習推進パートナー」の登録・支援

県立防災センターにおいて、防災教育に取り組み教育機関等を「防災生涯学習推進パートナー」として登録し、定期的な防災情報の提供や研修会の開催など、防災スキル向上のための支援を行う。

<H32年までに480機関>

⑦南部圏域における防災教育の推進

県南部圏域における次世代の防災活動の担い手を育成するため、南部防災館と連携し、管内の学校等への防災出前講座や訓練等を行い、防災教育を推進する。

<中・高校生を対象にした防災講座・訓練等実施回数 15回/年>

⑧未来の防災リーダー育成支援

次代を担う小中高生に防災学習や訓練を実施し、防災意識を高揚して未来の防災リーダーの育成を図る。また、中学校における防災クラブの設立支援を行う。

⑨教職員の防災研修の実施

学校において防災教育の推進を図るため、防災に関する研修等を実施する。

<毎年全学校で実施>

⑩県立学校における防災士の資格を有する教員の配置

学校における災害対応能力の向上及び地域の防災力の向上に資することを目的として、防災士の資格を持った教員を養成する。

<県立学校における防災士の資格を有する教員の配置率>

推進					防災人材育成センター
登録支援				登録 480機関	防災人材育成センター
推進 実施 15回/ 年					南部総合県民局
実施					西部総合県民局
全学校 で実施					教育委員会
養成 配置率 60%	80%	100%	100%	100%	教育委員会

(3) 防災を担う人材の育成

切迫する南海トラフ巨大地震に備え、自分の命は自分で守る(自助)ためには、県民一人ひとりが防災の正しい知識を身につけ、日頃から実践的な訓練を行うことが重要です。
このため、幼少期からの防災教育をはじめ、県民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、防災を担う人材の育成を総合的に推進します。

【取り組み】

①「防災士」資格の取得支援

自助・共助の要となる地域防災リーダーとして「防災士」の資格取得を支援する。

<「防災士」登録者数(累計) H32年度 2,900人>

②「防災生涯学習コース」の開設

「防災人材育成センター」と「まなびーあ徳島」等が連携協力し、県民の誰もが自発的に防災について学ぶことができる「防災生涯学習」を推進する。

<H28年度 年間15,000人 H29～32年度 年間20,000人>

③「防災学習ライブラリー」の開設

県民がいつでも、地域や家庭で防災について自主的に学ぶことができるよう、県立防災センターに各種講座等を収録したDVDを貸し出す「防災学習ライブラリー」を設置する。

④防災の専門性の高い「地域防災推進員」の養成

自主防災組織の結成促進と活性化を図り、地域の防災力を向上させるため、「防災士」の受験資格も得られる専門的な講座を開講し、「地域防災推進員」を養成する。

<養成修了者32年度までに累計1,900人>

		《《工程表》》				《《担当部局》》
H28	H29	H30	H31	H32		
支援 登録 1,700人	2,000人	2,300人	2,600人	2,900人	↑	防災人材育成センター
推進 参加者 15,000人	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人	↑	防災人材育成センター
充実					↑	防災人材育成センター
養成 累計 1,100人	1,300人	1,500人	1,700人	1,900人	↑	防災人材育成センター

⑤自主防災組織リーダー研修会の実施

自主防災組織の機能を高め、活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダーを対象に実践的な研修を実施する。

⑥市町村が行う人材養成の支援

「防災人材育成センター」が主体となって、市町村が行う防災に関する人材養成の促進を支援する。

⑦「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上

自主防災活動に関する相談・助言や防災リーダーの育成等、「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上のための研修・講座等を開催する。

< 南部防災館での研修・講座等受講者数 1,000人以上/年 >

⑧消防団員の確保促進

地域防災の要である消防団を確保するため、団員募集パンフレットによる周知啓発及び大学祭やイベントへの出展による消防団活動の体験を通じて、団員確保を促進する。

⑨少年消防クラブの活性化や交流の促進

地域における「将来の地域防災の担い手」である少年消防クラブの活性化を推進するとともに、積極的に取り組む「モデルクラブ」を支援する。

< モデルクラブ10クラブ >

⑩「災害時コーディネーター（保健衛生・医療・薬務・介護福祉）」の養成

医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター（保健衛生・医療・薬務・介護福祉の4分野）」の養成に取り組む。

実施					防災人材育成センター
支援					防災人材育成センター
推進 受講者 1,000人 /年					南部総合県民局
促進					消防保安課
促進					消防保安課
4クラブ	7クラブ	10クラブ			保健福祉政策課 医療政策課 薬務課 長寿いきがい課
養成					

⑪「教員OB防災ボランティア制度」の推進

発災時の学校避難所の運営支援と早期の学校再開を支援する「教員OB防災ボランティア制度」への教員OBの登録を推進する。

＜平成32年度末に各小学校区1名以上の登録＞

⑫消防団協力事業所の推進

市町村が実施する消防団協力事業所表示制度を促進するとともに、消防団活動に積極的な事業所を表彰することで、消防団協力事業所の拡大を推進する。

＜消防団協力事業所表示制度の導入市町村数24市町村(平成30年度)＞

	教育委員会	
	小学校区における教員OB防災ボランティアの登録率100%	
		24市町村
		22市町村
推進		導入20市町村

消防保安課

(4) 自主防災組織の充実強化

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づいて、地域住民が自主的に結成する組織であり、地域防災力を高めるためには、自主防災組織の結成促進と充実強化が必要です。
このため、市町村と連携し、自主防災組織の結成促進と防災訓練等活動の活性化を支援します。

【取り組み】

① 自主防災組織の結成及び活動の活性化

避難所運営リーダー養成や防災啓発サポーター活動等を通して、実効性のある地域防災活動を推進し、自主防災組織活動の活性化を図ることにより、結成促進に繋げる。

② 自主防災組織が活用する資機材等の整備促進

(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業等を活用し、災害時や訓練に自主防災組織が活用する資機材等の整備を促進する。

③ 自主防災組織活動マニュアルの見直し・活用促進

南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、「自主防災組織活動マニュアル」を見直し、市町村や地域での活用を促進する。

④ 自主防災組織間のネットワークの推進

自主防災組織相互間の連携・交流により活動の活性化を図るため、徳島県自主防災組織連絡会活動を通して、各市町村における自主防災組織の横の連携(市町村連絡会の結成)を促進する。

⑤ 自主防災組織リーダー研修会の実施(再掲)

自主防災組織の機能を高め、活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダーを対象に実践的な研修を実施する。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
促進					防災人材育成センター
促進					とくしまゼロ作戦課
見直し 促進					防災人材育成センター
促進					南部総合県民局 西部総合県民局 防災人材育成センター
実施					防災人材育成センター

⑥「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上(再掲)

自主防災活動に関する相談・助言や防災リーダーの育成等、「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上のための研修・講座等を開催する。

＜南部防災館での研修・講座等受講者数 1,000人以上／年＞

⑦企業等と自主防災組織の連携促進

地域の有力な防災資源である企業や事業所と自主防災組織の合同防災訓練の実施など、平常時から連携強化を市町村や自主防災組織に働きかける。

⑧「徳島県庁災害避難応援隊」による訓練の実施

津波・地震等の大きな災害が発生した時の初期活動として、県本庁舎に一時避難してくる地域住民等の誘導、手助け等を行う。

推進 受講 1,000人 ／年					南部総合県民局
促進					とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター
推進					管財課 関係各課

(5) 災害ボランティア活動の促進

大規模な地震が発生した場合、防災関係機関だけでは十分な対応が望めないことが多く、被災者支援など多くの場面で、災害ボランティアによる活動が重要です。
 このため、災害ボランティアの受け入れ体制の整備や、災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組み、ボランティアの力が効果的に発揮されるよう活動環境の整備を促進します。

【取り組み】

① 災害ボランティア活動に対する啓発の推進

県民の災害ボランティア活動に対する理解を深めるため、「防災人材育成センター」が開設する「防災生涯学習コース」で講座等を開催するなど、啓発を推進する。

② 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティア活動の中心的役割を担うボランティアコーディネーターを養成するための講座を開催する。

< H22: 209人 → 30人 / 年 >

③ 県と市町村の災害ボランティアセンターにおける運営訓練の実施

災害時を想定し、県と市町村の災害ボランティアセンターにおける連絡調整等運営訓練を実施し、課題等を「県災害ボランティア受け入れマニュアル」や「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に反映する。

< 毎年度実施 >

④ 災害ボランティアネットワークによる連携協力体制の強化

関係機関・団体等による連絡会等を開催するなど、平常時からのネットワークを構築し、横の連携協力体制を強化する。

《《 工程表 》》					《《 担当部局 》》
H28	H29	H30	H31	H32	
推進					防災人材育成センター 県民環境政策課
推進					防災人材育成センター 県民環境政策課
養成30人/年					地域福祉課
実施					
推進					防災人材育成センター

⑤「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」策定の促進

市町村において、災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティアの受入れが円滑に実施できるよう、設置運営マニュアルの策定を促進する。

＜平成32年までに全市町村で策定＞

⑥災害ボランティア関連の情報提供手段の整備

平常時や災害発生時において、災害ボランティア関連の情報を収集・発信するためのホームページ等を整備し、広く県民に周知する。

策定促進					全市町村で策定	地域福祉課 県民環境政策課
周知						防災人材育成センター

2 緊急的な津波対策の推進

(1) 津波避難意識の向上

地震発生後、沿岸地域の全ての人が、直ちに避難行動をとることにより、大幅に減災することが可能となります。このため、県民への地震津波に関する防災意識の高揚を図り、正しい知識の普及・啓発を行うことにより、「助かる命を助ける」ための津波避難意識の向上を図ります。

【取り組み】

① 津波避難に関する啓発パンフレット等の充実

南海トラフ巨大地震の被害想定等を盛り込み、津波の特徴や迅速な避難の重要性など、正確な知識の普及を図る啓発パンフレット等の見直し・充実を図る。

② 「津波防災の日」に因んだ啓発の実施

11月5日の「津波防災の日」に因んだ、講演会や防災訓練等を実施し、県民の津波避難意識の向上を図る。

③ 「とくしまー0(ゼロ)作戦」防災出前講座の開催(再掲)

地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、地域の寄り合いや事業所の研修会などで防災講座を開催する。

<講座受講者数20,000人/年>

④ 地域住民とのワークショップ等の開催

津波避難に係る地域住民とのワークショップ等を開催し、災害に対する事前の備えを進める。

<ワークショップ等の開催 4回/年>

《《工程表》》				《《担当部局》》
H28	H29	H30	H31	H32
見直し 充実				とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター
実施				防災人材育成センター
開催 受講者 20,000 人/年				防災人材育成センター 関係各課
推進 開催 4回/年				南部総合県民局

⑤津波避難意識の定期調査の実施

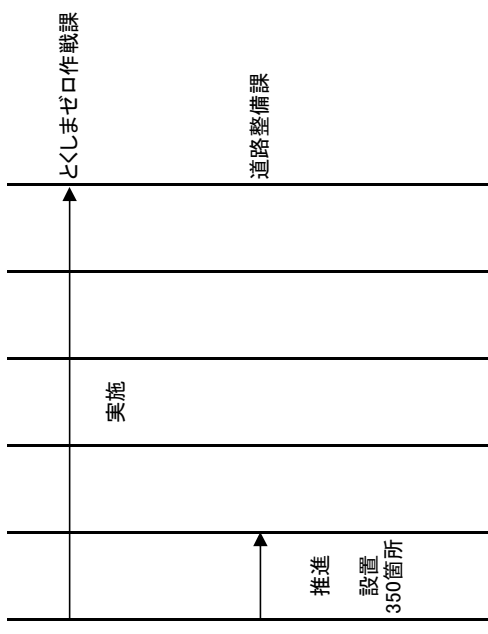
津波危険地区の住民を対象に津波避難意識を調査し、施策への反映を図る。

<3年ごとに実施>

⑥道路利用者等への海拔情報の周知

津波浸水想定エリアの住民や道路利用者等の速やかな避難行動を促進するため、「海拔表示」を設置する。

<津波浸水想定エリア内における海拔表示の設置数 H25:194箇所 → 28年度までに350箇所に設置>



(2) 津波避難訓練等の充実・強化

地震発生後、円滑に避難を行うためには、日ごろからの避難訓練が重要です。訓練を実施することにより、いざという時、迅速な対応が可能となることはもちろん、事前に、避難経路や避難場所、災害時要援護者への対応等も確認することができます。このため、津波避難訓練の定期的な実施とともに、観光客や釣り客等も参加する実践的なものとするなど、訓練内容の充実・強化を推進します。

【取り組み】

① 津波避難訓練の実施

迅速な避難体制を確立するため、県、市町及び自衛隊、警察等の防災関係機関の連携のもと、地域住民等が参加する津波避難訓練を実施する。

<1回/年>

② 沿岸市町の津波避難訓練の促進

迅速な避難体制を確立するため、全ての沿岸市町で、自主防災組織等地域住民と連携した津波避難訓練の実施を促進する。

③ 関係機関の評価による沿岸市町の津波避難訓練の充実

県や自衛隊等関係機関の客観的な視点から、市町の津波避難訓練の内容を評価し、今後の訓練計画に反映するなど、沿岸市町が実施する津波避難訓練の充実・強化を促進する。

④ 南部圏域における津波避難訓練の実施及び支援

津波襲来まで時間的余裕が少ない、県南部圏域の沿岸市町と連携し、地域住民を対象とした津波避難訓練を実施するとともに、事業者等が実施する津波避難訓練の支援を行う。

<実施・支援 各1回以上/年>

《《工程表》》				《《担当部局》》			
H28	H29	H30	H31	H32	H33		
実施 1回/年						とくしまゼロ作戦課	
促進						とくしまゼロ作戦課	
促進						とくしまゼロ作戦課	
実施 支援 1回/年						とくしまゼロ作戦課 南部総合県民局	

⑤4県連携による津波避難訓練の実施

4県(三重県、和歌山県、徳島県、高知県)が連携し、津波避難訓練を実施する。

<1回/年>

⑥陸こう等閉鎖訓練の実施

常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こう等を閉鎖する訓練を行う。

実施 1回/年						とくしまゼロ作戦課
実施						河川整備課 運輸政策課 農山漁村振興課

(3) 津波避難困難地域の解消

津波避難訓練等を行い、地域の津波避難計画を策定することにより、津波避難における課題が明らかになります。地域に避難できる高台がないなど、避難が困難な地域については、避難路や避難施設の整備等のハード対策を積極的に進め、津波避難困難地域を解消します。

【取り組み】

①「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援(再掲)

避難路や避難場所の整備を促進するため、南海トラフ特措法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」を策定する市町の支援を行う。

< H27: 62.5% → H30: 100% >

②がけ地の保全と併せて行う、避難路、避難場所の整備の推進

がけ地の保全に併せて、津波避難困難地域の解消に向けた避難路や避難場所の整備を推進する。

< 30年度までに県整備累計60箇所 >

③高速道路のり面等の活用による津波避難場所の設置促進

関係市町と連携し、高速道路のり面等を活用した津波避難場所の設置を促進する。

④漁村における津波避難施設の整備、生産施設の耐震化等に対する支援

漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、「漁協版BCP」の策定、「漁村防災・減災力向上計画」に位置づけられた避難施設(避難路の段差解消、手すりの設置等)の整備や生産・流通施設の耐震化等に対する支援を実施する。

《《工程表》》				《《担当部局》》	
H28	H29	H30	H31	H32	
		100%			とくしまゼロ作戦課
推進 整備 45箇所	50箇所	60箇所			砂防防災課 南部総合県民局
促進					高規格道路課 道路整備課
推進					水産振興課

⑤避難場所・避難路の整備等の促進

津波避難場所・避難路の整備及び機能強化を促進する。
また、堅固な中・高層の建物を津波からの避難場所に利用する津波避難ビルの指定を促進する。

⑥被災時の避難路の確保

津波避難困難地域の解消をはじめ、地域の安全性を確保するため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却や市町村における空き家等対策計画の策定を支援し、災害に強いまちづくりを推進する。

＜平成30年度までに老朽危険空き家840戸除去＞

⑦県営住宅への津波避難機能の付加

県営住宅に津波避難機能を付加し、津波避難困難地域の解消を図るとともに、市町村や民間施設へのモデル的役割も果たす。

※集約化事業・津波避難ビル整備モデル事業

促進					とくしまゼロ作戦課
推進 除去 500戸	670戸	840戸			とくしまゼロ作戦課 住宅課
推進					住宅課

(4) 津波情報等伝達体制の強化

地震・津波発生時には、県民に、津波や避難に関する情報を迅速かつ的確に伝達することが重要です。このため、県民への津波情報や避難に関する情報等の伝達体制の強化を進めます。

【取り組み】

① メールによる県民向け防災情報提供システムの運用

情報提供を希望する県民に対して、携帯メールやエリアメールをはじめとする緊急情報メールにより、地震・津波情報、気象警報、避難勧告の発令などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる「安否情報共有サービス」を提供する。

< H32: すだちくんメール登録者 40,000人以上 >

② 市町村の同報無線・屋外拡声機等の運用に対する支援

市町村における、同報無線・屋外拡声機等の運用を支援し、住民への防災情報の伝達手段の充実・強化を促進する。

③ 緊急地震速報の普及啓発

各種防災訓練に緊急地震速報発表の想定を取り入れ、対応訓練を実施する。

< 3回/年以上訓練を実施 >

④ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の適切な運用・充実

防災・国民保護等の緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の適切な運用を図る

< 原則1回/月点検を実施(県施設) >

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
運用				40000人	とくしまゼロ作戦課
促進					とくしまゼロ作戦課
実施 3回/年					とくしまゼロ作戦課
運用 点検 1回/月					とくしまゼロ作戦課

⑤災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実

災害情報の携帯メールによる聴覚障がい者等への伝達方法の普及など伝達手段を充実するとともに、エリアメールをはじめとする緊急情報メールとの連携についても普及を図る。

充実							とくしまゼロ作戦課 障がい福祉課
----	--	--	--	--	--	--	---------------------

(5) 海岸保全施設の整備推進

津波による被害から、人命と財産を守るため、堤防や護岸等の海岸保全施設の整備を進める必要があります。このため、海岸保全施設の適正な維持管理に努め、緊急を要する施設の整備を計画的に進めます。さらに、水門、樋門、樋門、陸こうについても、適切な管理を行うとともに、補強等の必要な施設の整備を推進します。

【取り組み】

① 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進

海岸保全基本計画及び河川整備計画に基づき、緊急を要する海岸・河川堤防の整備を推進する。

＜海岸・河川堤防の地震・津波対策の実施数 H25:8箇所→H32:25箇所＞

② 堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進(林野海岸)

海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。

＜毎年4海岸の施設点検を推進＞

③ 国直轄事業による海岸堤防の整備の促進

撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。

④ 国直轄事業による河川管理施設の整備の促進

国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。

《工程表》					《担当部局》	
	H28	H29	H30	H31	H32	
	推進 17箇所	19箇所	21箇所	23箇所	25箇所	河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課
	推進					森林整備課
	促進					運輸政策課
	促進					河川整備課

⑤水門・樋門等の自動化・閉鎖の推進

海岸及び河川における水門・樋門等の自動化・閉鎖を推進する。

<水門・樋門等の自動化・閉鎖の実施数 H25 : H25 : 38% → H32 : 48% >

推進 43%	45%	46%	47%	48%	河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課
推進					河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課
推進 6箇所	7箇所	9箇所	9箇所	10箇所	河川整備課
推進					河川整備課 運輸政策課 農山漁村振興課 農業基盤課 森林整備課
推進					河川整備課 運輸政策課 農山漁村振興課 農業基盤課 森林整備課
推進					運輸政策課

⑥迅速な陸こう等閉鎖のための運用の見直し

常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こうを閉鎖するため、陸こう等の運用の見直しを行う。

⑦河川水門の耐震化の推進

津波の遡上が想定される河川において、緊急を要する河川水門の耐震化を推進する。

<河川水門の耐震化実施箇所数 H25:4箇所→H32:10箇所>

⑧水門等の改修・機能の強化による減災対策の推進

水門、樋門、陸こうの老朽施設の改修を行う。

⑨水門等の日常管理方法の見直しや定期点検の実施

水門、樋門、陸こうの日常管理方法の見直しや定期点検を実施する。

⑩漂流物の流出防止対策の推進

地震・津波に備え、漂流物の衝突や流出による被害の低減対策を推進する。

①放置艇対策の推進

津波発生時に被害を拡大させるおそれがある放置艇の対策を推進する。

推進			
			河川整備課 運輸政策課 農山漁村振興課

3 行政の災害対応能力の強化

(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上

災害時に、迅速かつ的確な応急災害対策を実施するためには、県や市町村をはじめ、自衛隊等関係機関と連携した初動体制の確保を図ることが重要です。

また、日頃から応急災害対応マニュアルの作成や訓練等を行い、災害対応能力の向上を図ります。

【取り組み】

① 災害対策本部の初動体制の充実強化

大規模災害時に、初動体制を担う「初動要員」の研修・訓練の実施を行うとともに、アクションカードについて不断の見直しを行い初動体制の更なる充実強化を図る。

② 「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づく防災訓練の実施・検証

「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づき、各担当において、市町村や防災関係機関等と連携して、実動または図上訓練を実施し、マニュアルの継続的な検証・見直しを行う。

③ 南部総合県民局における初動体制の確保

南海トラフ巨大地震による津波被害や孤立化に対処するため、職員の待機体制の確保を図る。

④ 「徳島県職員災害応援隊」の結成

県職員で構成する「被災者支援チーム」、「防災専門家チーム」、「災害時市町村派遣チーム」からなる「徳島県職員災害応援隊」を結成し、迅速な県職員の応援派遣や現地の被災状況に応じた的確な災害応急対策の支援を行う体制づくりを進める。

⑤ 圏域別防災対策連絡会議による連携強化

各圏域において、災害に即応できる体制を整えるため、防災関係機関との連携を強化する。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
充実強化					とくしまゼロ作戦課 南部総合県民局 西部総合県民局
実施検証					とくしまゼロ作戦課 関係各課
確保					南部総合県民局
推進					とくしまゼロ作戦課
連携強化					南部総合県民局 西部総合県民局

⑥地盤沈下等による長期にわたる浸水への対応

地盤沈下等で生じた長期浸水に備え、国土交通省(TEC-FORCE)及び県の排水ポンプ車を確に稼働するための体制を構築する。

⑦市町村における受援体制整備の促進

災害時に、市町村が被災した場合、県や自衛隊等関係機関からの応援受入体制の整備を促進する。

⑧市町村における被災者支援・復旧復興システムの導入促進

市町村において被災者支援を円滑に行う体制づくりを進めるため、被災者支援や復旧復興のためのシステム導入を促進する。

⑨消防防災ヘリコプター等の運航体制の充実強化

災害時に、救出救助や物資の輸送を円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらすざき」の装備・設備等の充実を図り、災害対応力の強化を図る。

⑩市町村消防体制の充実強化

災害の多様化等に対応した市町村の消防体制の充実強化を図るため、市町村消防の広域化や指令業務の共同化を促進する。

⑪消防学校における教育訓練の充実

災害時に的確に対応し得る消防力を確保するため、消防職(団)員に対し、複雑多様化する災害を想定した実戦的な教育訓練を実施する。

⑫「徳島県警察災害派遣隊」の運用

県警察で構成する「徳島県警察災害派遣隊」を迅速に出動させ、被災地での的確な救出救助活動等を行う。

推進					砂防防災課 河川整備課
促進					とくしまゼロ作戦課
推進					地域振興課
充実 強化					消防保安課 警察本部
促進					消防保安課
充実					防災人材育成センター
運用					警察本部

⑬警察の災害情報協力員制度(防災ウォッチャー)の運用

災害情報協力員制度を効果的に運用し、災害発生時の正確な被害把握と迅速な救出救助に役立てる。

⑭大規模災害時警察緊急支援員の登録

救出救助等で被災地に派遣される警察官の補充を行い、非常勤職員として後方治安支援等にあたる警察OBの登録を行う。

⑮県職員等に対する防災研修の実施

県及び市町村の職員に対し、災害対応能力向上のための各種研修会の開催等、防災研修を実施する。

⑯県職員の「防災士資格取得」の促進

災害対応能力の向上を図るとともに、地域防災のリーダーとしての役割や意識を醸成するため、新規採用職員研修において、防災士資格取得に取り組む。

⑰「eラーニング」を活用による県内自治体職員の防災対応能力の向上

「eラーニング」の活用により、県内自治体職員の防災対応能力の向上を図る。

⑱災害対応職員のメンタルヘルス対策の推進

災害対応に伴うメンタル不調の対処方法等についての知識や情報を提供するための研修等を実施するとともに、専門医等による相談体制を整備する。

<研修等参加者350人/年>

⑲災害時の県庁診療所によるバックアップ体制の構築

災害時に県庁診療所が、発災直後の傷病者の手当や災害対応要員の心身の健康維持をバックアップする体制を整備する。

運用					警察本部
運用					警察本部
実施					とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター
促進					人事課
推進					とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター
参加者 250人	275人	300人	325人	350人	職員厚生課
推進					職員厚生課

⑫災害対応要員のバックアップ体制の強化

災害発生時において、機動的かつ継続的に職員が業務に従事できるよう、宿舍となる職員住宅の整備を行う。

⑬災害時における保健所機能維持体制の強化

被災保健所による災害時保健医療活動の指揮調整機能を補佐する「公衆衛生支援チーム」の養成等を通じ、災害時における保健所機能維持体制の強化を図る。

⑭消防団を中核とした地域防災力の充実強化

少年消防クラブ等の育成や自主防災組織等との連携など、市町村を通じた消防団の支援を行う。

⑮消防団員の技術力の向上

消防団員の技術と士気を高めるため、消防操法大会において、実践に即した水出し操法を実施する。

＜平成28年度、平成30年度、平成32年度に実施＞

⑯市町村の避難勧告等の発令基準見直しの促進

市町村の「避難勧告等の発令の判断」をすするための「発令基準」の見直しを支援する。

策定	推進				職員厚生課
推進					保健福祉政策課
推進					消防保安課
実施		実施		実施	消防保安課
促進					とくしまゼロ作戦課

(2) 防災拠点施設の機能強化の推進

災害時に、迅速かつ的確な応急災害対策を実施するためには、県本庁舎をはじめ防災拠点となる県有施設等が自立的に活動できる機能を備えておく必要があります。

このため、防災拠点となる県有施設等の機能強化・充実を図り、災害時に即応できる体制を整備します。

【取り組み】

① 県本庁舎等の防災拠点施設の機能強化

本庁舎等の建築・設備の現状や構造的制約を踏まえた上で、地上及び地下階に設置されている重要機器に対する浸水対策、減災を考慮した上階への重要機器設置及び設備機能の強化を計画的に実施する。

② 徳島東警察署を核とした「新防災センター」の整備

県都徳島市を管轄する徳島東警察署の治安維持機能及び南海トラフ巨大地震等の災害時における防災拠点機能を強化するため、同警察署の整備を進める。

<平成30年度整備着手>

③ 徳島阿波おどり空港の機能強化

徳島阿波おどり空港に、大規模災害時における広域応援部隊の航空機を活用した救助活動や広域医療搬送の拠点としての機能を併せ持つ国際ターミナル機能を創設する。

<平成29年度に供用開始>

④ 県立防災センターの災害救助用資機材等の整備・充実

消防等関係機関が迅速に救助・救出活動を行うため、高度な搜索用資機材やエアートント等の災害救助用資機材や活動用食糧を整備する。

《工程表》				《担当部局》				
H28	H29	H30	H31	H32	管財課	警察本部	交通戦略課	とくしまゼロ作戦課
完了								
推進								
	創設							
整備 充実								

⑤警察施設の防災拠点機能の強化

災害時に被災状況の集約、110番受理や救助・救出活動等の指揮命令を行う「警察本部庁舎」及び「各警察署」の防災拠点機能(電源確保、耐震化等)の強化を計画的に実施する。

⑥警察の災害用装備資機材等の整備

警察官が迅速に救出救助活動を行うため、災害救助用資機材や災害救助活動時の非常用食糧等を沿岸警察署に重点的に整備する。

⑦「道の駅」の防災拠点化の推進

大規模災害時などに備え、「道の駅」に非常用電源や災害用トイレなどを整備し、「道の駅」の防災拠点化を推進する。

<H25:0箇所 → 30年度までに10箇所整備>

⑧県立海部病院の移転改築の推進

南海トラフ巨大地震による津波により甚大な被害が想定される県南地域において、中核となる災害拠点病院として対処できるよう、県立海部病院の移転改築に取り組み。

<28年度に整備>

⑨県西部の防災拠点施設の整備

西部地域の防災拠点や、津波被害が想定される沿岸地域の後方支援拠点となる「西部健康防災公園」の整備を推進する。

<29年度着工>

警察本部	警察本部	道路整備課	病院局	とくしまゼロ作戦課 西部総合県民局 都市計画課
推進	整備	整備 5箇所	整備	推進
		7箇所		着工
		10箇所		

⑩市町村振興資金貸付金(とくしま強靱化推進資金)の貸付

市町村が行う防災基盤の整備や公共施設の耐震化に対して、低利な資金の貸付を行い、市町村の災害対応能力強化を支援する。

支援										市町村課
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------

(3) 防災訓練の充実強化

南海トラフ巨大地震等大規模災害を想定し、平常時から自衛隊や警察、消防等関係機関や市町村と連携し、実践的な防災訓練を実施し、応急災害対応の役割分担や手順等を確認しておく必要があります。

また、関西広域連合をはじめ、他の都道府県等との訓練を実施し、災害時の応援・受援体制の構築を進めます。

【取り組み】

① 総合防災訓練・図上訓練の実施

自衛隊、警察、消防等関係機関と連携し、地震・豪雨・複合等の災害に即した実践的な訓練を実施する。

② 「近畿2府7県・関西広域連合同防災訓練」の実施

「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「関西防災・減災プラン」に基づき、「近畿2府7県・関西広域連合同防災訓練」を実施する。

< 本県で32年に開催予定 >

③ 陸上自衛隊との連携による訓練の実施

総合防災訓練の中で「陸上自衛隊」と連携、特性を発揮した合同訓練を実施する。

④ 「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づく防災訓練の実施・検証（再掲）

「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づき、各担当において、市町村や防災関係機関等と連携して、実動または図上訓練を実施し、マニュアルの継続的な検証・見直しを行う。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
実施					とくしまゼロ作戦課
実施				開催	とくしまゼロ作戦課
実施					とくしまゼロ作戦課
実施 検証					とくしまゼロ作戦課

⑤消防防災ヘリコプター等の災害対応能力の向上

消防防災ヘリコプター「うずしお」の機体更新や「うずしお」及び警察ヘリコプター「しらすぎ」の救出救助訓練等を実施し、さまざまな災害に迅速に対応出来るよう能力向上を図る。

⑥緊急消防援助隊の災害対応力の強化

緊急消防援助隊として、近畿ブロックや中四国ブロックの合同訓練に参加し、災害対応力及び連携の強化を図るとともに、近畿ブロック合同訓練を実施する。

<平成32年度に、近畿ブロック合同訓練を開催>

⑦中国・四国管区警察局広域緊急援助隊合同訓練の実施

中国・四国管区広域緊急援助隊等で実施する合同訓練に参加し、連携を強化する。

⑧警察の災害警備訓練の実施

警察の災害対応能力向上を図るため、県警察災害派遣隊や警察署等による災害警備訓練を実施する。また、防災関係機関や地域住民等と合同による各種防災訓練を実施し、相互の連携を強化する。

<災害警備訓練等を年80回以上実施する。>

⑨生活必需品等の確保・搬送に係る図上訓練の実施

大規模災害時に備え、支援協定に基づき、生活必需品等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を実施する。

<毎年度実施>

実施					消防保安課 警察本部
推進				実施	消防保安課
推進					警察本部
実施 訓練 年80 回以上					警察本部
実施					企業支援課 関係各課

(4) 防災情報・通信体制の強化

行政が的確な災害対応を行うためには、地震・津波情報や被害状況、応急復旧情報などを迅速に収集し、関係機関が情報を共有することが重要です。また、これらの情報を県民に速やかに提供することも必要です。このため、災害に強い情報通信ネットワークの構築や情報基盤の整備、県民に幅広く情報提供が行えるホームページ等伝達システムの整備を推進します。

【取り組み】

①安心とくしまネットワークの機能・基盤強化と安定運用

「災害時情報共有システム」、「すだちくんメール」、「安心とくしまホームページ」など、安心とくしまネットワークの機能強化、安定性・利便性向上を通じ、情報提供の迅速化、関係者連携の高度化、被災状況や被災者ニーズの把握などを図る。

< 地域SNS登録グループ数 H28:150 H29:225 H30:300 >

②地理空間情報と連携した「県民向け災害情報ポータルサイト」の創設と運用

防災や危機事象対応をより身近に分かりやすく伝え、県民の意識向上を図るため、地理空間情報と連携した「県民向け災害情報ポータルサイト」を創設し、運用する。

③ヘリコプターテレビ伝送中継システムの運用

ヘリコプターから撮影した被災状況などの映像を中継伝送するシステムを運用する。

< 18年度運用 >

《工程表》				《担当部局》	
H28	H29	H30	H31	H32	
登録 150グループ	225グループ	300グループ			とくしまゼロ作戦課
創設	運用				危機管理政策課
運用					とくしまゼロ作戦課

④メールによる県民向け防災情報提供システムの運用(再掲)

情報提供を希望する県民に対して、携帯メールやエリアメールをはじめとする緊急情報メールにより、地震・津波情報、気象警報、避難勧告の発令などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる「安否情報共有サービス」を提供する。

<H32:すだちくんメール登録者 40,000人以上>

⑤市町村の同報無線・屋外拡声機等の運用に対する支援(再掲)

市町村における、同報無線・屋外拡声機等の運用を支援し、住民への防災情報の伝達手段の充実・強化を促進する。

⑥緊急地震速報の普及啓発

各種防災訓練に緊急地震速報発表の想定を取り入れ、対応訓練を実施

<3回/年以上訓練を実施>

⑦全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の適切な運用・充実(再掲)

防災・国民保護等の緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の適切な運用を図る

<原則1回/月点検を実施(県施設)>

⑧県土防災情報管理システムの運用

道路通行規制・雨量・河川水位・ダム・潮位情報等をホームページを通じて県民に迅速な提供を行う。

⑨「総合地図提供システム」の運用

県から県民に提供する地図情報を一元化して利便性を高め、ハザードマップなど各種の地図情報を有効に活用してもらうため、県民が手軽に利用できる総合地図提供システムを構築する。

運用					40000人	とくしまゼロ作戦課
促進						とくしまゼロ作戦課
実施 3回/年						とくしまゼロ作戦課
運用 点検 1回/月						とくしまゼロ作戦課
推進						道路整備課 砂防防災課 運輸政策課 河川整備課
推進						情報システム課

⑩市町村防災行政無線の整備の促進

市町村合併や老朽化等に対応した適切な運営や整備などを促進する。

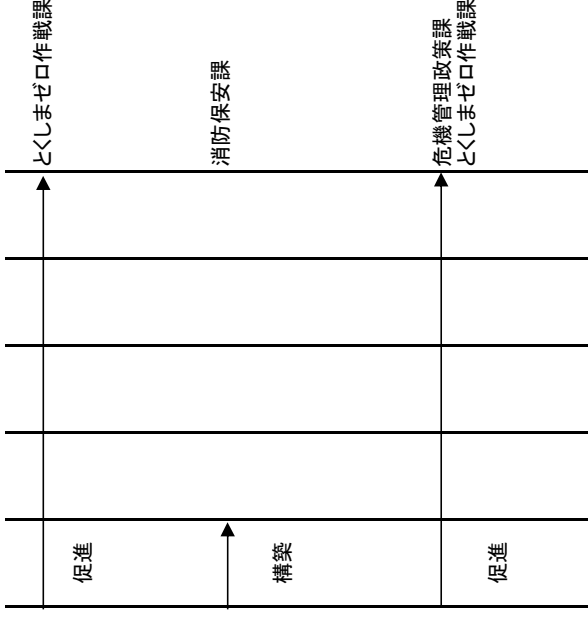
⑪消防救急無線の県内ネットワーク化の構築

大規模災害時において、円滑な救助活動を展開するため、消防救急無線のデジタル化に併せ、県庁・各消防本部間の無線のネットワーク化を促進する。

<平成28年度までに構築>

⑫G空間事業の成果を活用したカーナビでの災害情報伝達の展開促進

自治体が発令した避難指示などの災害情報をシェアードライバーを活用してカーナビからドライバーに伝え、安全な避難につなげる。



(5) 広域的な連携強化

大規模な地震が発生した場合、県下全域が被災し、他府県や自衛隊などの支援が必要となることが予想されます。このため、関西広域連合をはじめ、他府県等との連携を強化するとともに、外部からの応援を円滑に受け入れる体制の整備を進めます。

【取り組み】

① 他都道府県との相互連携の強化

大規模な被害を想定し、「関西広域連合」や「南海トラフ地震に備える9県知事会議」をはじめ、他都道府県との相互応援体制を構築するとともに、平常時から情報交換等を行い、連携を強化する。

② 全国の地域ブロック間における広域応援体制の構築

大規模災害時に、全国の地域ブロック間における広域応援が円滑に実施できる体制の構築について、検討を進める。

③ 「カウンターパート方式」による鳥取県との連携強化

中国と四国の県間でカウンターパート方式により構築した相互応援体制や、平成23年11月に締結した危機事象発生時相互応援協定を踏まえ、両県の市町村や民間団体の相互交流や連携を支援し、全国的な応援・受援体制を構築するなど、鳥取県との連携を一層推進する。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
推進					とくしまゼロ作戦課
推進					とくしまゼロ作戦課
推進					危機管理政策課 とくしまゼロ作戦課

(6) 行政の業務継続体制の確保

災害時に、行政が迅速に災害応急対策を行えるよう、職員の災害対応能力を向上させるとともに、初動体制の強化を図ります。また、県南部及び県西部圏域における活動拠点となる総合県民局の機能を強化し、本庁の災害対策本部と総合県民局の連携を図ります。

【取り組み】

① 県庁BCPによる災害応急対策を実施する体制整備の推進

県庁BCP(業務継続計画)を防災環境の変化に合わせて適宜見直すとともに、実効性の確保に向け、職員への周知や訓練を推進する。

② 「個別災害対応業務実施マニュアル」策定に伴う県庁BCPの見直し

各災害対応業務の手順等を明らかにする「個別災害対応業務実施マニュアル」の策定とその継続的な見直しを、県庁BCP(業務継続計画)に的確に反映し、必要に応じて見直しを行う。

③ 災害時の庁内情報ネットワークシステムの維持

災害時の行政の業務継続の前提となる情報ネットワーク維持のため、ICT部門(情報システム課)の業務継続計画を策定し、対策を実施する。

④ 災害時の業務継続に資する「テレワーク」の推進

災害時における業務継続等に資するため、「テレワーク」実証実験を開始し、職員の災害対応能力の向上を図る。

⑤ 災害時のバックアップ体制整備に係る西部圏域の取り組みの推進

南海トラフ巨大地震発生時に津波被害が想定される沿岸地域をバックアップできるよう、「西部圏域広域防災連絡会議」において策定した「広域防災計画」等に基づき、バックアップ体制の構築を推進する。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
推進					危機管理政策課 関係各課
推進					危機管理政策課 とくしまゼロ作戦課 関係各課
推進					情報システム課
推進					人事課
推進					西部総合県民局

⑥市町村BCPの実効性の推進

市町村における災害時の業務継続を確保するため、BCP(業務継続計画)を防災環境の変化に合わせて適宜見直し、職員への周知及び訓練方法について助言する。

⑦「住民データ」の保護の促進

各市町村が保有する「住民データ」のバックアップを庁舎外で保管し、被災後住民データを喪失しても速やかに復旧できる体制整備を促進する。

⑧港湾BCP(事業継続計画)の推進

大規模災害時に、「救援物資の海上輸送」等の優先業務を継続させ、物流機能を早期に回復できるよう、「港湾BCP」の策定を推進するとともに、継続して検証・見直しを行う。

＜港湾BCPを策定した防災拠点港 H27:2港 → H29:3港＞
 ＜継続して港湾BCPの改善を図る。＞

⑨県有施設におけるキャビネット等家具の固定の推進

県有施設において、利用者の安全確保と迅速な災害応急体制への移行が図れるよう、キャビネット等家具の固定を推進する。
 建屋の新設や模様替え等でもキャビネット等の転倒防止対策を推進する。

推進					危機管理政策課
推進					地域振興課
策定 2港			↑ 3港		運輸政策課
推進					
推進					とくしまゼロ作戦課 関係各課

4 被災者の迅速な救助・救出対策

(1) 救助・救急医療体制の充実強化

災害時に、救助・救出活動を迅速に行うことができるよう、消防機関や警察の能力向上を図るとともに、負傷者が迅速かつ効果的に治療を受けられるよう、被災現場への救護班の派遣や医療機関への重傷者等の確な搬送を行うための体制を整備します。
また、災害拠点病院をはじめ、各医療機関において被災を最小限にとどめ、災害医療活動が継続できるよう、医療機関の防災対策を推進します。

【取り組み】

① メディカルコントロール体制の充実

消防機関と医療機関が連携し、救急救命士等による救急業務の高度化を推進し、救護体制を充実する。

② 警察と消防等防災関係機関が連携した訓練の実施

警察と消防等防災関係機関が連携し対応能力を向上するため、大規模災害に備えた訓練を実施する。

③ 医療活動マニュアルによる図上訓練の実施

医療活動マニュアルにより、県、市町村のほか、災害拠点病院や災害医療支援病院等と連携した図上訓練を実施する。

④ 南海トラフ巨大地震に備えた「災害時医療活動マニュアル」の改定

「災害時医療活動マニュアル」に基づく図上訓練等の成果、課題をもとにマニュアルの改定を行い、県内全域における災害医療対応の体制づくりを推進する。

⑤ 戦略的災害医療プロジェクトの推進

災害関連死をはじめとする、被災後の「防ぎ得た死」を無くすため、災害時から平時とを、つなぎ目のないシームレスな災害医療提供体制を構築する。

《工程表》					《担当部局》				
H28	H29	H30	H31	H32					
推進									消防保安課
実施									消防保安課 警察本部
実施									医療政策課
改定									医療政策課
推進									とくしまゼロ作戦課

⑥市町村における医療救護体制の充実促進

市町村において、消防や地元医師会との連携を強化するなど、医療救護体制の充実を促進する。

⑦災害派遣医療チームの人材の養成

国の災害派遣医療チーム(DMAT)研修の受講を促進し、チームの増加を図るとともに、徳島県DMATの活動訓練を実施する。

<H27:24チーム → 32年度までに29チーム>

⑧「災害派遣精神医療チーム」の人材の養成

県内全ての精神科病院及び精神保健福祉センターに設置している「徳島DPAT」の活動強化に取り組む。

⑨徳島県災害時情報共有システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実

「徳島県災害時情報共有システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。

<徳島県災害時情報共有システム加入医療機関数 H27末:240医療機関 → H32:1,100医療機関>

⑩災害拠点病院等におけるBCP(事業継続計画)策定の促進

災害拠点病院、災害医療支援病院等において、迅速に災害時対応を行うためのBCP(事業継続計画)の策定を促進する。

⑪ドクターヘリコプターを活用した救急搬送体制の推進

ドクターヘリコプターの運用を行い、災害時における患者搬送手段の充実を図り、被災傷病者等を円滑に医療機関へ搬送する体制づくりを推進する。

<臨時離着陸場数 H27:226箇所→H32:250箇所以上>

医療政策課										
医療政策課	25 チーム	26 チーム	27 チーム	28 チーム	29 チーム					
健康増進課	養成									
医療政策課	充実 240 医療機 関	240 医療機 関	1100 医療機 関	1100 医療機 関	1100 医療機 関	1,100 医療機 関				
医療政策課	促進									
医療政策課	整備 235箇所	245箇所	250箇所	250箇所 以上	250箇所 以上	250箇所 以上				

⑫災害時緊急医薬品等の備蓄

大規模災害発生時に必要な医薬品等を備蓄し医薬品供給体制の強化を図る。

＜H28年度に備蓄場所等を見直し・H29年度以降、供給体制を推進＞

⑬「災害時コーディネーター(保健衛生・医療・薬務・介護福祉)」の養成(再掲)

医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター(保健衛生・医療・薬務・介護福祉)」の養成に取り組む。

⑭県立病院における救命救急研修及び訓練の充実

県立病院において、救命救急に関する研修の充実を図るとともに、実践的な訓練を行い、災害時の患者受け入れ体制を強化する。

					薬務課
見直し	推進				
養成					保健福祉政策課 医療政策課 薬務課 長寿いきがい課
充実					病院局

(2) 孤立化対策の推進

大規模地震による土砂崩れや津波により、幹線道路が寸断されるおそれがあり、中山間地域や沿岸地域の集落では孤立化することが考えられます。このため、通信手段の確保や食糧・物資等の備蓄のほか、緊急的に離発着できる臨時ヘリポートの確保を推進し、安全・安心の確保を図ります。

【取り組み】

① 孤立化対策の啓発等の推進（孤立化対策の手引き書の作成）

地すべり防止区域等が多く、孤立化が発生する可能性が高い県西部圏域において、モデル的に孤立化対策研修会、ワークショップなどを開催するとともに、孤立化対策の手引き書を作成し、これを基に、県内全域において啓発等、孤立化対策を推進し、地域防災力の強化を図る。

② 西部圏域の広域的な防災訓練の実施

西部圏域内における総合的な防災訓練は、これまで3年に1度実施される県総合防災訓練のみであったが、28年度からは、土砂災害等による孤立可能性集落が多く、雪害も懸念される西部圏域の地域特性に応じた広域的な訓練を、管内市町等と連携して実施する。

＜H28、H29、H31、H32に1回／年実施 ※H30は県総合防災訓練に含む。＞

③ 市町村が取り組む「臨時ヘリポート」の整備促進

大規模災害時に孤立化のおそれがある集落において、「臨時ヘリポート」を整備する市町村を支援する。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
推進					防災人材育成センター 南部総合県民局 西部総合県民局
実施					西部総合県民局
支援					とくしまゼロ作戦課 南部総合県民局 西部総合県民局

④中山間地における生命線道路の強化

中山間地域における、地域の生命線となっている道路において、災害時の交通途絶が発生しないよう、危険箇所の整備を推進する。

<強化率(11箇所)について H25:47% → 30年度までに80%>

⑤孤立化集落における通信手段の確保の促進

災害発生時に孤立化が予想される集落の通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星Wi-Fi等の通信機器の整備を行う市町村を支援する。

⑥「にし阿波防災行動計画」の策定

西部圏域の課題である孤立化対策などの具体的な防災・減災対策を盛り込んだ「にし阿波防災行動計画」を策定するとともに、計画的かつ着実に推進することで、圏域の防災力向上を図る。

⑦生命線道路等における道路沿線の事前倒木対策の推進

孤立集落の発生を防ぐため、生命線道路や緊急輸送道路等において、大雪等による倒木を防ぐ事前伐採を推進する。

⑧孤立化集落台帳の整備

災害時に孤立化が想定される地域において、現地の里道等の調査を行い、台帳を整備し、孤立化が想定される地域の把握、孤立化対策の検討に活用する。

推進 強化率 65%	75%	80%			道路整備課
促進					とくしまゼロ作戦課
推進					西部総合県民局
推進					道路整備課 林業戦略課
推進					とくしまゼロ作戦課 関係各課

(3) 緊急輸送体制の整備推進

大規模な地震が発生した場合、救助・救出や消火活動など、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員や物資等の輸送が課題となります。
 このため、緊急性の高い箇所から順次、緊急輸送路の整備を進めるとともに、交通管制システムの強化など緊急輸送体制の整備・充実に図ります。
 また、輸送路の途絶に備えて、船舶等による代替輸送手段の確保を推進します。

【取り組み】

① 緊急輸送道路の斜面对策の推進

緊急輸送道路における法面について、危険度、緊急性の高い箇所から法面对策を推進する。

<整備済み箇所 H25:138箇所 → 32年度までに173箇所>

② 緊急輸送路の整備の推進

人命の救助や生活物資の広域的な緊急輸送を行う、緊急輸送路として位置づけられている道路を重点的に整備する。

<重点整備区間の改良率 H25:40% → 30年度までに70%>

③ 津波迂回ルートの整備の推進

津波被害が想定される県南沿岸地域において、緊急輸送路のリダンダンシーを確保するため、津波迂回ルートの整備を推進する。

<2路線の整備を推進>

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
推進 153箇所	158箇所	163箇所	168箇所	173箇所	道路整備課
推進 改良率 60%	65%	70%			道路整備課 都市計画課
推進					道路整備課

④緊急輸送道路等の橋梁耐震化の推進

緊急輸送道路や生命線道路等において橋梁の耐震化を推進する。

<耐震化率 H25:78% → 32年度までに88%>

⑤緊急輸送路となる高規格道路の整備促進

津波被害が想定される沿岸地域の基幹の緊急輸送路となる「四国横断自動車道」、「阿南安芸自動車道」の整備を促進する。

⑥広域的な高速道路ネットワークの機能強化

徳島自動車道の4車線化やスマートIC整備など、広域的な高速道路ネットワーク機能の強化を促進する。

⑦緊急輸送路を補完する農林道の整備推進

災害時において、緊急輸送路の補完や集落の孤立化を防ぐ、農道・林道を整備する。

<農林道の整備延長 H27:20km → H32:27km>

⑧緊急輸送路を補完する市町村道の整備の促進

災害時において、緊急輸送路の補完や集落の孤立化を防ぐ、市町村道の整備について、技術的な支援などを行う。

⑨災害時交通管理のための交通安全施設等の整備の推進

災害発生後、緊急輸送路等の交通規制を迅速かつ的確に実施するため、交通安全施設等の整備を推進する。

84%	85%	86%	87%	88%	道路整備課	
推進						
促進					高規格道路課	
促進					高規格道路課	
整備	22km	24km	25km	26km	27km	農業基盤課 森林整備課
促進						道路整備課
推進						警察本部

⑩船舶等による輸送体制の充実

災害発生時、輸送関係(船舶、トラック、バス、JR)に係る協定等の実効性を高めるため、緊急輸送体制や代替輸送体制の確保を図る。

⑪物資の海上輸送の耐災害性向上

四国の広域的な海上輸送について、国、四国4県等が連携し、継続して検証・見直しを行う。

⑫民間ヘリコプター事業者との連携強化

災害時に、空からの輸送手段等を確保するため、近畿2府7県と民間ヘリコプター事業者の間で締結した協定に基づき、連絡体制の確認等連携の強化を図る。

⑬災害時交通対策マニュアルの充実

マニュアルの実効性を高めるため、道路管理者等と連携し、新規道路供用開始に伴い見直しを行うなど、災害時交通対策マニュアルを充実する。

⑭災害時における運転者の対処方法の周知

免許更新時講習において、災害発生時の状況に応じた、運転者の対処方法について周知する。

<約10万人/年→約12万人/年>

⑮道路の応急復旧のための関係団体との連携強化

協定の実効性や初動対応力を高めるため、緊急輸送路の応急復旧のための情報伝達・実地訓練を実施し、関係団体との連携を強化する。

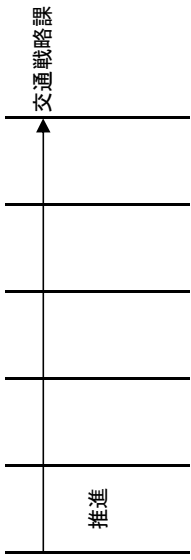
⑯道路の応急復旧用資機材の状況把握

緊急輸送路等の被災箇所の被害拡大防止や応急的措置を行うため、資機材情報をデータベース化し運用する。

推進					交通戦略課 運輸政策課
推進					運輸政策課
連携強化					とくしまゼロ作戦課
充実					警察本部
周知 年間 約12万人					警察本部
推進					砂防防災課 道路整備課
推進					砂防防災課

①緊急時の輸送手段の確保

緊急時における人員や救援物資の輸送手段の確保として、道路と線路の両方が走行可能なDMVの導入を推進する。



5 災害時要援護者対策の推進

災害が発生した場合には、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者に対しては、配慮や支援が必要です。このため、平常時から災害時要援護者に関する防災知識の普及啓発を図り、地域住民等の協力を得ながら、地域ぐるみで災害時要援護者を支援する取り組みを推進するとともに、社会福祉施設における防災訓練の実施等防災対策を充実します。また、観光客等、一時的に帰宅困難となる者についても、観光関係団体等と連携し、支援体制づくりを進めます。

【取り組み】

①災害時要援護者支援のための研修会の実施

県の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等により、市町村職員等に対する研修会を実施するなど、要援護者支援の意識の向上を図る。

②発達障がい者に対する地域支援者の育成及び支援体制の整備

発達障がい者の災害時対応について、知識を備えた地域支援者の育成を図るとともに、発達障がい者の避難場所のあり方について検討する。

< 地域支援者の養成 10人／年 >

③避難行動要支援者名簿の作成・共有の促進

災害時に特別な支援を要する避難行動要支援者を把握するため、市町村が、民生委員や自主防災組織等との連携により行う避難行動要支援者名簿の作成・共有を促進する。

④災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実(再掲)

災害情報等の携帯メールによる聴覚障がい者等への伝達方法の普及など伝達手段を充実するとともに、エリアメールをはじめとす緊急情報メールとの連携についても普及を図る。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
実施					地域福祉課
養成 10人／ 年				活用	発達障がい者総合支援センター
促進					地域福祉課 障がい福祉課 長寿いきがい課
充実					とくしまゼロ作戦課 障がい福祉課

⑤社会福祉施設における防災対策の充実

入居者の安全を確保するため、社会福祉施設において、新たな県の被害想定に基づく避難計画の見直しや防災訓練の実施を促進する。
特に、障がい者(児)施設等については、障がいに応じた防災対策の充実を図る。

⑥災害時障がい者支援研修の実施

避難所運営に携わる市町村職員や自主防災組織リーダー等を対象に、「災害時障がい者支援ハンドブック」を用いて、障がい者の個々の障がい特性に対する理解と認識を深めるための研修会を開催する。

⑦西部圏域における避難行動要支援者対策の推進

西部圏域において、市町や福祉関係機関等による「西部圏域要支援者支援検討会」を開催し、相互の連携強化を図るとともに、実践的な災害時要支援者避難訓練を実施する。

<1回以上実施/年>

⑧旅館、ホテル等の民間宿泊施設団体との協力・連携強化

災害時要支援者への民間宿泊施設等の提供に関する協定を締結するなど、福祉避難所が開設するまでの間等の一時的な避難対策について、民間宿泊施設団体との協力・連携強化を推進する。

⑨災害時における観光客への支援対策の推進

災害時に、帰宅困難となる観光客の一時避難のための宿泊施設の情報提供等、市町村や観光関係団体と連携し、連絡・支援体制の整備を推進する。

⑩「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発

関西広域連合の共同事業として、災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発を推進する。

促進					子ども・子育て支援室 長あいきがいの課 障がい福祉課
実施					障がい福祉課
推進 年1回以上訓練 実施					西部総合県民局
推進					とくしまゼロ作戦課
推進					観光政策課
推進					とくしまゼロ作戦課

⑪災害時外国人支援通訳ボランティアの養成

「災害時通訳ボランティア活動ガイドライン」に基づき、災害時に率先して外国人に対する支援ができるよう、講習会等を通じて通訳ボランティアのスキルアップを図る。

⑫南部圏域における避難行動要支援者対策の促進

市町の避難行動要支援者にかかる個別計画策定を推進するため、管内市町及び関係機関との対策会議等を開催し、個別計画の策定を支援する。

養成					国際戦略課
支援					南部総合県民局

III 広がる生活の質(QOL)確保対策

1 災害医療の体制の強化

(1) 災害医療体制の構築

災害関連死を始めたとする被災後の防ぎ得た死をなくすため災害時から平時へとつなぎ目のないシームレスな災害医療提供体制を構築するため、各医療圏域ごとの災害時における応援・受援体制を確立し、連携強化を図っていきます。

【取り組み】

① 戦略的災害医療プロジェクトの推進(再掲)

災害関連死をはじめとする、被災後の「防ぎ得た死」を無くすため、災害時から平時とを、つなぎ目のないシームレスな災害医療提供体制を構築する。

② 市町村における医療救護体制の充実促進(再掲)

市町村において、消防や地元医師会との連携を強化するなど、医療救護体制の充実を促進する。

③ 災害拠点病院を中心とした応援・受援体制の構築

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害を想定し、災害拠点病院を中心に医療圏域ごとの体制強化や応援・受援体制を構築する。

④ 南部Ⅱ圏域における災害医療受援体制の構築

県下で最も甚大な津波被害が想定され、長期の孤立が懸念される「南部Ⅱ圏域」において、医療関係機関が連携した「災害医療受援体制」を構築する。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
推進					とくしまゼロ作戦課
促進					医療政策課
構築					とくしまゼロ作戦課 関係各課
構築					とくしまゼロ作戦課 関係各課

⑤西部圏域における災害医療・後方支援体制の構築

甚大な津波被害が想定される沿岸地域のバックアップ体制として、「西部圏域」など内陸地域において、医療関係機関が連携した「災害医療後方支援体制」を構築する。

⑥東部・南部 I 圏域における災害医療体制の構築

県下で最も多くの人口と医療施設を抱え、津波浸水被害を受けると想定される「東部圏域」、「南部 I 圏域」において、他圏域との連携も見据え、圏域内の医療関係機関が連携した「災害医療体制」を構築する。

⑦急性期における医薬品供給体制の構築

発災後の急性期における医療救護活動に必要な医薬品の確保、また、その迅速な供給に係るシステムを構築する。

⑧災害時情報共有システムを活用した災害時要援護者ネットワークの構築

保健福祉部の災害時コーディネーターを始め専門チームの避難所評価及び活動の情報を災害時情報共有システムで活用、共有しクラスタープローチに基づく連携体制を構築する。

⑨スフィア・スタンダードに基づく避難所の環境整備

避難所の国際基準であるスフィア・スタンダードを満たす避難所の環境整備を推進するよう、各関係機関に働きかけを行う。

構築					とくしまゼロ作戦課 関係各課
構築					とくしまゼロ作戦課 関係各課
構築					とくしまゼロ作戦課 関係各課
構築					とくしまゼロ作戦課 保健福祉政策課
推進					とくしまゼロ作戦課

(2) 災害医療を担う人材育成の強化

災害時に的確な医療が提供できるよう災害医療派遣チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制強化と、災害時コーディネーターの育成、強化を図ります。また医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、リハビリテーション関係団体との連携体制を整備します。。

【取り組み】

①医療・保健・福祉等の分野の「災害時コーディネーター」の配置(再掲)

医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター」の配置を推進する。

②災害派遣医療チームの人材の養成(再掲)

国の災害派遣医療チーム(DMAT)研修の受講を促進し、チームの増加を図るとともに、徳島県DMATの活動訓練を実施する。

③「災害派遣精神医療チーム」の人材の養成(再掲)

災害派遣精神医療チーム(DPAT)先遣隊を整備するとともに、県内精神科病院等による災害派遣精神医療チーム(DPAT)の養成する。

④看護師関係団体との連携体制の構築

徳島県看護協会と連携し、災害時の災害支援ナースの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携体制を整備する。

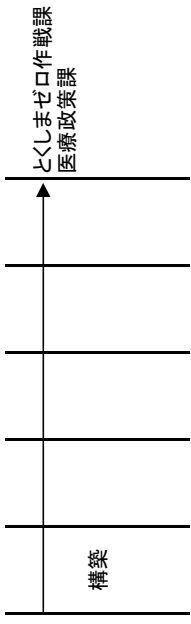
⑤栄養士関係団体との連携体制の構築

徳島県栄養士会と連携し、災害時のJDA-DATの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携体制を整備する。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
養成					薬務課 長寿いきがい課 医療政策課 保健福祉政策課
25チーム	26チーム	27チーム	28チーム	29チーム	医療政策課
養成					健康増進課
構築					とくしまゼロ作戦課 医療政策課
構築					とくしまゼロ作戦課 健康増進課

⑥リハビリテーション関係団体との連携体制の構築

リハビリテーション関係団体と連携し、災害時のJRATの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携体制を整備する。



(3) 災害対応力の強化

大規模地震発生時の大きな混乱の中で災害医療を提供するためには各関係機関の連携、物資の供給、訓練された人材などが必要不可欠です。このため訓練による練度の向上、連携強化やマニュアルの作成等を行い、災害時の対応能力の向上に努めます。

【取り組み】

①医療活動マニュアルによる図上訓練の実施(再掲)

医療救護マニュアルにより、県、市町村のほか、災害拠点病院や徳島DMAT指定医療機関等と連携した図上訓練を実施する。

②南海トラフ巨大地震に備えた「災害時医療活動マニュアル」の改定(再掲)

東日本大震災の課題を踏まえ、南海トラフ巨大地震に備えた「災害時医療救護マニュアル」を策定し、県内全域における災害医療対応の体制づくりを推進する。

③徳島県災害時情報共有システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実(再掲)

「徳島県災害時情報共有システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。
 <徳島県災害時情報共有システム加入医療機関数 H27末:240医療機関 → H32:1,100医療機関

④医療支援組織との連携強化

災害医療体制のさらなる強化に向け、国際医療援助団体(AMDA)や自衛隊衛生隊など県外や海外で活動する医療支援組織との連携強化に取り組む。

⑤防災関係機関・団体との連携体制づくり

災害時に傷病者が迅速で適切な救助や治療が受けられるよう、医療関係機関だけでなく、自衛隊、警察、消防など防災機関や、関係団体と連携した体制づくりに取り組む。

《工程表》					《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32	
実施					医療政策課
改定					医療政策課
充実 240 医療機 関	240 医療機 関	1100 医療機 関	1100 医療機 関	1,100 医療機 関	医療政策課
連携 強化					とくしまゼロ戦課 医療政策課
推進					とくしまゼロ作戦課 関係各課

⑥災害医療ロジスティクス機能の強化

医療や防災関係機関の連携による災害医療活動が円滑に展開できるよう、災害医療のサポート機能や、活動に必要な物資の供給(ロジスティクス)などの機能の強化を図る。

⑦行政分野等の指揮機能の強化

大規模災害の発災後、医療活動や応急活動、復旧・復興対策などが迅速かつ的確に展開できるよう、行政分野等の指揮(コマンドー)機能・後方支援(ロジスティクス)機能の強化を図る。

⑧マイナバーの災害時における利活用

災害発生時に被災者に適切な治療や医薬品の提供を行うため、マイナバーの独自利用により、被災者のマイナバーと医療情報を連携させる市町村の体制づくりを支援する。

<H25→H30全県展開>

推進					とくしまゼロ作戦課 関係各課
推進					とくしまゼロ作戦課 関係各課
			全県展開		地域振興課

2 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策

(1) 避難所運営体制等の整備

災害が発生した場合には、高齢者、障害者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者に対しては、配慮や支援が必要です。このため、平常時から災害時要援護者に関する防災知識の普及啓発を図り、地域住民等の協力を得ながら、地域ぐるみで災害時要援護者を支援する取り組みを推進するとともに、社会福祉施設における防災訓練の実施等防災対策を充実します。また、観光客等、一時的に帰宅困難となる者についても、観光関係団体等と連携し、支援体制づくりを進めます。

【取り組み】

① 避難所運営体制づくりの促進

「避難所運営マニュアル作成指針」の周知等に努め、市町村において、円滑な避難所の運営を行える体制づくりを促進する。

② 「災害救助犬」「セラピー犬」の育成

大規模災害発生に備えて、動物愛護管理センターに收容される犬の中から、人命救助や行方不明者の捜索活動などを行う「災害救助犬」や、避難所や病院等を訪問し心のケアを行う「セラピードッグ」を育成する。

< H30年度 「災害救助犬」、「セラピー犬」育成頭数(累計) 100頭 >

③ 徳島県災害時情報共有システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実(再掲)

「徳島県災害時情報共有システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。

< 徳島県災害時情報共有システム加入医療機関数 H27末:240医療機関 → H32:1,100医療機関 >

《工程表》

	H28	H29	H30	H31	H32	《担当部局》
	促進					保健福祉政策課
	推進 育成 20頭 (新規)	30頭 (新規)	30頭 (新規)			動物愛護管理センター
	充実 240 医療機 関	240 医療機 関	1100 医療機 関	1100 医療機 関	1,100 医療機 関	医療政策課

④地域SNSの登録促進

「地域SNS」等により被災状況や避難所における被災者ニーズを把握・共有するなど、医療関係者や災害対応に携わる関係者のための支援基盤構築に向けた「戦略的災害医療“G空間”プロジェクト」を推進する。

＜地域SNS登録数 300グループ（H30）＞

⑤福祉避難所指定の促進

市町村における福祉避難所の指定を働きかけるとともに、福祉避難所の適切な運営が行えるよう各種情報の周知を図る。

＜平成32年度までに182箇所指定＞

⑥女性の視点に配慮した避難所運営の検討

市町村への周知及び市町村版避難所運営マニュアル作成の支援を行う。

⑦被災児童保育ボランティアの養成

災害時に、避難所等において適切な保育が実施できるよう、子育て支援者を対象とした研修会を開催し、保育ボランティアを養成する。

＜40人養成／年＞

⑧避難所の危険度判定体制の整備促進

発災後、市町村において、地域の建築士等と連携し、避難所が避難所として活用できるかどうかの危険度判定を迅速に実施できる体制づくりを促進する。

⑨「拠点避難所」となる県立学校の機能強化

一定の地域をカバー（支援）する「拠点避難所」の指定を推進するとともに、「拠点避難所」となる県立学校等の整備を推進する。

＜H27:36校→30年度までに県立学校45校（全校）の整備＞

推進 登録 150 グループ	225 グループ	300 グループ			とくしまゼロ作戦課
周知 指定 150箇所	188箇所	166箇所	174箇所	182箇所	地域福祉課 障がい福祉課 長寿いきがい課
促進					とくしまゼロ作戦課 男女参画・人権課
養成 40人 ／年					次世代育成・青少年課
推進					とくしまゼロ作戦課 住宅課建築指導室
整備 37校	41校	45校			とくしまゼロ作戦課 教育委員会

⑩避難所の機能強化の促進

南海トラフ巨大地震発災時におけるライフラインの途絶等を考慮し、市町村が運営する避難所に機能強化を促進する。

⑪避難所等の通信機能強化の推進

避難住民等に対する情報伝達手段の確保を図るため、「避難所」や「公園」及び防災拠点となる「庁舎」などにおいて、公衆無線LANのアクセスポイント等を整備する。

⑫避難所となる県立学校における避難所設置に関する計画の検討

避難所となる県立学校において、避難所運営を行う市町等と避難所の設置に関する計画策定を促進する。

⑬災害時・避難所における感染予防対策の支援(再掲)

災害発生時の避難所において感染予防対策を支援する「とくしま災害感染症専門チーム」メンバーの研修・訓練を定期的に行い、体制の充実強化を図る。

<メンバーの研修・訓練等 1回以上/年>

⑭避難所におけるペット動物の取扱いの検討

避難所におけるペット動物の取扱いについて、避難所運営を行う市町村等と検討を進める。

<市町村地域防災計画への「動物救済対策」の記載 H27:8市町 → H32:24市町村>

⑮被災を受けた動物救済策の充実(被災動物等の救護体制整備の推進)

動物愛護団体等関係機関と連携を図り、災害時におけるペット等動物の救護体制を整備する。

促進					とくしまゼロ作戦課
整備 運用	運用				地方創生推進課
推進					教育委員会
推進					健康増進課
検討 10 市町村	14 市町村	18 市町村	22 市町村	24 市町村	動物愛護管理センター
推進					動物愛護管理センター

⑩被災を受けた動物救済策の充実(動物愛護管理センターを活用した動物救済策の充実)

動物愛護管理センター等において、収容期間の長期化に備えた里親制度や餌の備蓄など、動物救済策の充実を図る。

⑪被災を受けた動物救済策の充実(マイクロチップ装着による登録の普及推進)

災害時に飼い主とペット動物を特定する手段として、マイクロチップ装着による登録を関係機関と連携して、普及推進する。

＜マイクロチップ装着登録頭数 H27:3,768頭 → H32:6,500頭＞

⑫災害時栄養・食生活支援対策の推進

「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」を活用し、避難者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できるよう、「とくしま災害栄養チーム」の充実・強化を図るとともに、関係機関と連携した体制づくりを推進する。

⑬避難所における「ほしい物リスト」の運用促進

アマゾンの「ほしい物リスト」を活用し、インターネット上で避難所が個別に希望する「必要な物資」を、全国の支援者に支援物資として購入して貰い、公的な支援物資では補うことが難しい細かいニーズに対応する。

⑭市町村の広域的な支援体制構築の促進

大規模災害の発生による避難者の受入、備蓄、仮設住宅の用地の確保など、市町村をまたがる広域的な支援体制の構築を促進する。

推進					動物愛護管理センター
登録 4500頭	5000頭	5500頭	6000頭	6500頭	動物愛護管理センター
推進					健康増進課
促進					とくしまゼロ作戦課
促進					とくしまゼロ作戦課 関係各課

(2)生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立

大規模な地震が発生した場合、流通経路の混乱等により、飲料水・食糧・生活必需品等の確保が困難となることが予想されます。このため、家庭や地域における備蓄を促進するとともに、各市町村における備蓄や、事業者等との物資供給協定による食糧等確保対策を進めます。

また、救援物資等を迅速かつ円滑に被災者に届けることができるよう、輸送体制の確立を図ります。

【取り組み】

①家庭や地域における備蓄の啓発・促進

各家庭における3日分程度の生活必需品の備蓄や、地域における毛布・食糧等の備蓄の必要性を啓発・促進する。

②津波一時避難場所等における物資備蓄の促進

市町村が地域住民と協働して取り組む、津波からの一時避難の際に必要な毛布や食糧等の備蓄を促進する。

③食糧・生活必需品の確保の為の協定締結の推進

食糧・生活必需品を確保するため、関係事業者・団体と生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進する。

④救援物資等の備蓄・輸送体制の確立

県、市町村、県トラック協会、物流専門家等が連携し、災害時における「物資の輸送体制」を確立する。

⑤現物備蓄(ランニングストック)の確保

県と市町村において定めた備蓄方針に基づき、県の役割分の現物備蓄(ランニングストック)を確保する。

《《工程表》》					《《担当部局》》				
H28	H29	H30	H31	H32					
促進					防災人材育成センター				
促進					とくしまゼロ作戦課				
推進					関係各課				
推進					とくしまゼロ作戦課 関係各課				
推進					とくしまゼロ作戦課				

⑥再利用率(中間水)の活用促進

災害に備え、再利用率(雨水等、中間水)の活用方法について、事例等を周知し、活用を促進する。

⑦市町村の地域内輸送拠点の整備・機能強化の促進

市町村の地域内輸送拠点の整備・機能強化を支援する体制を構築する。

⑧備蓄台帳(システム)の整備

県及び市町村は、保管している物資について、品目、数量、保管場所、荷姿、重量等を記載した台帳を作成し、県・市町村間で情報共有する。

促進						とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター 関係各課
構築						とくしまゼロ作戦課
推進						とくしまゼロ作戦課 関係各課

(3) ライフライン対策の推進

電機・ガス・水道等のライフラインの早期復旧に取りかかれるよう、各ライフライン事業者と連携を強化し、施設の耐震対策や復旧用資機材の整備を促進します。

【取り組み】

① ライフライン事業者との連携の促進

ライフライン事業者・関係機関との連絡会議を設置し、平常時から情報交換を行い、災害対策を促進する。

② 重要な下水管渠の耐震対策の実施

地震による公共下水施設への被害を防止・軽減するため、重要な下水管渠の耐震化を進める。

< 下水管渠の耐震化実施率 H27:64% → H32:74% >

③ 集落排水施設の機能強化

老朽化した集落排水施設への地震による被害を防止・軽減するため、施設の機能強化を進める。

< 機能強化を実施した農業集落排水の機能強化対策地区数 H27:10地区 → H32:15地区 >

④ ライフライン事業者との実践的な訓練の実施

ライフライン事業者と南海トラフ巨大地震等大規模災害を想定した実践的な訓練を実施し、地域防災計画の実効性を検証する。

《《 工程表 》》					《《 担当部局 》》	
H28	H29	H30	H31	H32		
促進						危機管理政策課
整備 66%	68%	70%	72%	74%		水・環境課
整備 11地区	12地区	13地区	14地区	15地区		水・環境課
実施						とくしまゼロ作戦課

⑤LPガス放出防止装置の設置の促進

LPガスボンベ転倒時の二次災害防止のため、LPガス放出防止装置の普及啓発を行い設置を促進する。

<H22:56.2% → 29年度までに沿岸市町における普及率100%>

⑥水道事業者における「地震・防災対策」への支援の実施

「耐震化」・「応急対策行動計画」の推進に向けた講習会や給水訓練を開催し、水道事業者への支援を図る。

⑦水道施設耐震化の促進

災害時に重要な拠点となる病院や避難拠点など、給水優先度が高い施設への整備を優先的に進める。

<H25:26% → 32年度までに重要給水施設管路の耐震化率35%>

⑧水道応急対策の促進(水道応急対策に係る災害援助協定締結の促進)

協定に基づき、相互連携の体制強化を図る。

⑨市町における「下水道業務継続計画(BCP)」の策定の促進

市町における下水道BCPの計画策定を促進するとともに、下水道BCPのPDCAサイクルによる継続的な運用・改訂を実施する。

<27年度までに14自治体で策定(全自治体)→下水道BCPの策定率 H28:100%>

⑩旧吉野川流域下水道における防災・減災対策の推進

旧吉野川流域下水道において、下水道BCPの継続的な運用・改訂や津波対策など、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を推進する。

推進					消防保安課
推進					安全衛生課
整備 32%	33%	34%	35%	35%	安全衛生課
推進					安全衛生課
推進 100%					水・環境課
推進					水・環境課

①企業局関係施設の耐震化の推進

大規模地震等の災害時においても、水力発電及び工業用水の安定供給を確保するため、施設等の地震対策及び老朽化対策を計画的に推進する。

<発電施設の耐震化率 H27:74% → H32:93%>

<工業用水道施設(管路を除く)の耐震化率 H27:95% → H30:100%>

<優先度ランクが高い工業用水道管路(延長8.4km)の整備率 H27:17% → H32:40%>

	企業局			
推進				
発電	81%	93%	93%	93%
工水	95%	100%	100%	100%
管路	17%	40%	40%	40%

(4) 生活環境対策の促進

大規模な地震が発生した場合、膨大ながれき類の発生と、し尿、ごみの急増などが予想されるため、市町村の震災時のごみ処理計画の策定支援や、広域処理のあり方について検討します。

また、生活環境の悪化が、感染症等のまん延をもたすことも予想され、これを防ぐため、衛生・防疫対策を進めます。さらに、最悪のケースを想定して、遺体の収容、検視、火葬のための手続きなどに迅速に対応できるよう対策を進めます。

【取り組み】

①「市町村災害廃棄物処理計画」の策定

大規模災害に対応した市町村災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の適正処理を促進する。

＜平成28年度までに全市町村で策定＞

②県災害廃棄物処理計画の推進

県災害廃棄物処理計画を推進し、市町村間の広域的な支援及び連携体制等を確保する。

③徳島県環境整備公社が策定した事業継続計画の促進

(一財)徳島県環境整備公社が策定した事業継続計画の適切な運用を促進する。

④被災建築物解体マニュアル(アスベスト対策)の作成・指導

被災建築物の解体時にアスベストの飛散を防止するため、マニュアルを作成し、業者へ指導を行う。

《《工程表》》					《《担当部局》》			
H28	H29	H30	H31	H32				
策定	運用				環境指導課	環境指導課	環境指導課	環境管理課 建設管理課
推進					環境指導課	環境指導課	環境指導課	環境管理課 建設管理課
促進					環境指導課	環境指導課	環境指導課	環境管理課 建設管理課
指導					環境指導課	環境指導課	環境指導課	環境管理課 建設管理課

⑤衛生・防疫体制の充実・強化

災害時における感染症の発生の予防、拡大を防ぐために策定したマニュアルに基づき、衛生防疫体制の充実強化を図る。

⑥災害時・避難所における感染予防対策の支援(再掲)

災害発生時の避難所において感染予防対策を支援する「とくしま災害感染症専門チーム」メンバーの研修・訓練を定期的に行い、体制の充実強化を図る。

<メンバーの研修・訓練等 1回以上/年>

⑦衛生・防疫用資機材の整備

県・市町村の防疫用資機材の保有状況を把握し、塩化ベンザルコoniumなどの必要な資機材を整備する。

⑧遺体の身元確認等の体制づくりの推進

医師会や歯科医師会等関係機関と連携し、合同災害時遺体対応訓練を行うとともに、多数遺体の検視・検案・身元確認等に要する体制づくりを推進し、検視能力の向上を図る。

⑨遺体の検視用資機材の整備

不幸にも命を落とした被災者の尊厳に配慮した収容・検視を行うため、検視用資機材の整備を図る。

充実					安全衛生課 健康増進課
推進					健康増進課
整備					健康増進課
推進					警察本部 医療政策課
推進					警察本部

(5)住宅確保・生活再建支援対策の推進

被災住宅や被災宅地の安全性を確認する被災建築物応急危険度判定士等の養成や技術向上を図るとともに、公営住宅の活用や応急仮設住宅など、被災者の住宅の確保を図るための対策を進めます。
また、被災者の生活再建をはじめ、心身の健康管理対策など、発災時から復興に至るまでの各段階において、被災状況に対応した支援を実施することにより、県民生活や地域コミュニティの早期回復を図ります。

【取り組み】

①被災建築物等の危険度判定士の確保

被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士を養成などにより確保する。また、県外からの判定士を円滑に受け入れられる体制を充実する。

<H22:353人 → 被災宅地危険度判定士 → H30:510人>

②「応急危険度判定実施マニュアル」の作成

発災時に、被災建築物応急危険度判定士等が円滑な危険度判定を実施できるよう、市町村や県建築士会等と連携し、具体的な手続きを定める「応急危険度判定実施マニュアル」を作成する。

③応急仮設住宅建設の適地選定

県が行った南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、各市町村における応急仮設住宅建設の適地選定リストの見直しを行う。

④応急仮設住宅の建設及び運用に係るマニュアルの策定

被災市町村において、迅速に応急仮設住宅を建設し、円滑な入居等を得るようするため、市町村に対してマニュアルの周知を図る。

《工程表》		《担当部局》	
養成 490人	500人	510人	住宅課建築指導室 都市計画課
作成			住宅課建築指導室
推進			とくしまゼロ作戦課
推進			とくしまゼロ作戦課 住宅課

⑤損害保険協会等との連携による地震保険の周知・啓発

地震保険等への加入を促進するため、防災フェスタに相談ブースを設置するなど、損害保険協会等と連携し、地震保険の周知・啓発を図る。

⑥「災害時保健衛生活動マニュアル」の普及啓発

災害時における保健衛生活動の指針となる「災害時保健衛生活動マニュアル」について、研修等を通じ、市町村や関係機関への周知に取り組む。

⑦学校教育活動の早期再開に向けた計画の検討

県立学校における大規模災害時の教育活動再開計画を策定するための検討を進める。

⑧被災児童生徒等(震災孤児等)に対する就学支援対策の検討

被災児童生徒等が、希望を持って就学できるような経済的環境の支援や迅速な学用品等の供与など、就学支援対策を検討する。

⑨被災児童生徒等に対する心身両面からの支援体制の構築

東日本大震災の教訓を踏まえ、本県における南海トラフ大地震を想定し、被災児童生徒等の心身ともに健康な学校生活を送れるような支援体制の構築を目指す。

⑩特別な支援を要する児童生徒に対する支援体制の推進

特別な支援を要する児童生徒等に対する支援体制を構築するとともに、研修等を通して対応する教員等の人材育成を図る。

⑪被災者生活再建支援制度の充実に関する要望

被災者生活再建支援制度について、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実を働きかける。

周知啓発					防災人材育成センター
普及啓発					保健福祉政策課 健康増進課
推進					教育委員会
検討					教育委員会
推進					教育委員会
推進					教育委員会
要望					とくしまゼロ作戦課

⑫被災者生活再建支援制度に関する研修の実施

被災者の早期の生活再建を支援するため、県や市町村において、被災者生活再建支援金の支給事務が適切かつ速やかに行うことができるよう研修等を実施し、支援制度の理解を深める。

実施					とくしまゼロ作戦課
----	--	--	--	--	-----------

IV 進展する強靱な社会づくり

1 震災に強い産業対策・社会づくりの推進

(1) 企業における防災対策の推進

企業は、自らの被害を最小限に抑える取り組みを進めることはもとより、地域における応急・復旧作業などの「共助」の担い手としての役割も期待されています。

このため、従業員の安全確保や二次災害の防止、事業継続計画(BCP)の策定等、企業における防災力強化のための取り組みを促進します。

【取り組み】

①事業継続計画(BCP)の策定の促進

県内企業における災害時の事業継続計画(BCP)について、大学や商工団体等と連携した研修・指導や認証制度の運用等により、策定を促進する。

＜企業BCP認定企業数 3社／年＞

②建設業BCP(事業継続計画)の策定の促進

建設企業が地域防災の担い手として県民の期待に応えられるよう、「建設業BCP認定制度」を推進し、建設企業のBCP策定を支援する。

＜建設業BCPの認定企業数 H24:99社 → H30:120社＞

③港湾BCP(事業継続計画)の推進(再掲)

大規模災害時に、「救援物資の海上輸送」等の優先業務を継続させ、物流機能を早期に回復できるように、「港湾BCP」の策定を推進するとともに、継続して検証・見直しを行う。

＜港湾BCPを策定した防災拠点港 H27:2港 → H29:3港＞

＜継続して港湾BCPの改善を図る。＞

《工程表》					《担当部局》		
H28	H29	H30	H31	H32			
促進 認定 3社/年							商工政策課
促進		認定 120社					建設管理課 建設業振興指導室
策定 2港							運輸政策課
推進	3港						

④企業連絡会等の開催による啓発の実施

県営工業団地における企業連絡会等の開催等により、防災力を高めるための啓発を実施する。

⑤「企業防災指針」等の啓発の実施

「企業防災指針」や「企業防災ガイドライン」により、県内企業における防災力向上のための啓発を実施する。

⑥各種商工団体を通じての防災情報の提供

各種商工団体における講習会等を通じて、企業に防災情報を提供する。

⑦企業の地震対策への融資制度の周知

中小企業による地震対策に係る設備投資を促進するため創設した、長期・低利の地震防災対策資金について、利用促進に向けた周知を行う。

<融資件数 H22:2件 → H32:融資件数50件>

⑧被災企業の災害対策資金制度の周知

県内企業が被災した場合の融資制度の周知や各種情報を提供する。

⑨各企業による支援可能情報等を集約化したデータベース整備の推進

各商工団体における講習会等を通じて、各企業による支援可能情報等を集約化したデータベース(災害支援ネットワーク)の整備を推進する。

⑩企業と自主防災組織等地域の連携強化の推進

企業や事業所に対して、災害時を想定し、平常時から自主防災組織や町内会等と「地域の一員」として、相互に助け合う連携強化の必要性についての啓発を推進する。

実施					企業支援課
実施					企業支援課
推進					商工政策課
周知 融資 41件	44件	46件	48件	50件	企業支援課
実施					企業支援課
推進					商工政策課
推進					とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター

⑪ 率先避難企業の促進

発災時に、企業が中心となり率先して避難行動をとることで、周囲の方々に避難を促す行動への検証や意識づけを積極的に展開する。

⑫ 高圧ガス・火薬類災害予防のための自主保安体制の充実

各事業所における、地震災害時の対応計画等の策定を指導する。

⑬ 企業の化学物質保有状況調査等の実施

企業における化学物質の保有状況等を調査し把握するとともに、災害時の対処計画の策定を指導する。

⑭ 企業によるリスクコミュニケーションの推進

化学物質のリスクについて、企業が行う地域住民との相互理解や意思疎通を図る取り組み（リスクコミュニケーション）に対しての指導・啓発を行う。

<事業所に対する指導・啓発20件／年>

⑮ 毒物劇物適正管理の指導・啓発の実施

毒物劇物の取扱・保管管理について指導啓発を行い、2次災害防止を図る。

<事業所の指導300件／年>

推進					商工政策課
推進					消防保安課
指導					環境管理課
実施 指導啓 発 20件／ 年					環境管理課
指導 300件 ／年					薬務課

(2) 農林水産業における防災対策の推進

津波や地盤沈下による農地の冠水・塩害被害を想定した対策の検討を行うとともに、農林水産施設の耐震化や漁村における津波対策のほか、BCP（事業継続計画）の策定等、被災からの早期復旧と業務の継続体制の確保を図ります。

【取り組み】

① 農業版BCP（業務継続計画）の策定

巨大地震による津波災害に備えるため、実地訓練等を通じて「農業版BCP」の実効性向上を図る。

② 早期排水機能復旧体制の整備

排水施設を管理している土地改良区等の統合整備を推進するとともに、排水機場の復旧に必要な資料のバックアップ等を行うことにより、被災が想定される施設の迅速な復旧、復旧後の運転管理も踏まえた体制整備を推進する。

<事業所に対する指導・啓発 20件/年>

③ 種苗の迅速な供給等、再生産が可能な体制の整備

南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、農林水産物の優良種苗確保や分散管理体制などについて検討する。

④ 漁村における「防災・減災力向上施策」に対する支援の実施

「漁協版BCP」に位置付けられた漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、水産版BCPの策定、避難施設の整備、情報伝達体制の構築などを柱とする「防災・減災力向上施策」に対する支援を実施する。

《《工程表》》					《《担当部局》》	
H28	H29	H30	H31	H32		
推進					農山漁村振興課 経営推進課	
推進					農山漁村振興課	
推進					畜産振興課 経営推進課	
推進					水産振興課	

⑤漁村における津波避難施設の整備、生産施設の耐震化等に対する支援(再掲)

漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、「漁協版BCP」の策定、「漁村防災・減災力向上計画」に位置づけられた避難施設(避難路の段差解消、手すりの設置等)の整備や生産・流通施設の耐震化等に対する支援を実施する。

⑥農林水産業関係団体におけるBCP(事業継続計画)策定の促進

県内各地域における中核的な事業組織体である農業協同組合等、農林水産業関係団体のBCP(事業継続計画)策定を促進する。

⑦復興用木材の安定供給・森林災害等の復旧体制整備の推進

応急仮設住宅の供給等に資するMDF合板等木材の安定供給や、森林災害等の復旧作業に不可欠な先進林業機械、木材加工施設等の整備を支援する。

⑧被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

被災した県内農林水産業者が早期経営再建を図るための融資制度の周知や各種情報を提供する。

⑨漁業版BCPの推進

災害発生後、漁業の早期再開を図るため、「漁業版BCP」に基づき、事前対策を推進する。

推進					水産振興課
推進					農林水産政策課 水産振興課 農山漁村振興課
推進					林業戦略課
推進					農林水産政策課
推進					水産振興課

(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築

太陽光や風力等の「自然エネルギー」の導入を促進し、「一極集中型」から「自立・分散型」への電力供給システムへの転換を進めるなど、災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築を推進します。

【取り組み】

①次世代エコカーによる災害時の電力供給

防災拠点や避難所への次世代エコカーによる電力供給の取組みを拡大する。

<平成30年度 全市町村>

②自然エネルギーによる災害時の電力確保

防災拠点や避難所へ太陽光パネルを設置する。

<平成31年度 105箇所>

③自然エネルギーによる農業水利施設等への電源確保の検討

自然エネルギーを利用し、農業施設の維持管理費の軽減を図るとともに、災害による停電時に農業水利施設等への電力供給を行うため、必要な調査を実施する。

《工程表》				《担当部局》
H28	H29	H30	H31	H32
8市町村	16市町村	24市町村	推進	環境首都課 自然エネルギー推進室
92箇所	97箇所	100箇所	105箇所	環境首都課 自然エネルギー推進室
推進				農山漁村振興課

(4) 公共施設の長寿命化計画の推進

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、国や地方公共団体等が「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進します。

【取り組み】

①漁港施設の老朽化対策の推進

漁港施設の機能の強化または回復を行うための老朽化対策に着手する。
 <老朽化対策工事に着手した漁港施設数 H25:2箇所→H32:8箇所>

②漁港海岸保全施設の老朽化対策の推進

漁港海岸保全施設の機能の強化または回復を行うための老朽化対策に着手する。
 <老朽化対策計画に着手した漁港海岸施設数 H25:0箇所→H32:11箇所>

③道路施設の老朽化対策の推進

道路施設の長寿命化計画に基づく計画的な修繕を実施し、効果的な老朽化対策を推進する。
 <老朽化対策に着手した道路施設(橋梁・トンネル等)H25:161施設 → 32年度までに373施設着手>

④県営住宅の老朽化対策の推進

県営住宅の老朽化に備え、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストを抑制するため、老朽化対策を推進する。
 <老朽化対策に着手した県営住宅数(累計)H27 17団地→ H32 27団地(H27年度廃止の11団地を除く)>

《《工程表》》					《《担当部局》》
H28	H29	H30	H31	H32	
推進 5箇所	6箇所	7箇所	7箇所	8箇所	農山漁村振興課
推進 4箇所	7箇所	11箇所	11箇所	11箇所	農山漁村振興課
推進 252箇所	283箇所	317箇所	342箇所	373箇所	道路整備課
推進 19団地	21団地	23団地	25団地	27団地	住宅課

⑤長寿命化計画の策定

公共施設の老朽化に備え、構造物の長寿命化計画を策定する。

＜平成30年度に全ての公共土木施設の長寿命化計画策定＞

⑥河川管理施設(排水機場等)の老朽化対策の推進

大規模で重要度の高い河川管理施設(26施設)の機能の強化または回復を行うための老朽化対策を推進する。

⑦港湾施設の機能低下を防止することによる減災対策の推進

早期復興の一翼となるべく、港湾施設の機能低下を防止するため、長寿命化計画に基づいた計画的な老朽化対策を推進する。

＜老朽化対策に着手した港湾施設数 累計 H27:14施設→H32:18施設＞

策定 99.1%	99.5%	100%			県土整備政策課
推進 14施設	15施設	15施設	16施設	18施設	河川整備課
					運輸政策課

2 地震に強いまちづくりの推進

(1) 木造住宅等の耐震化の促進

昭和56年以前に建築され、耐震性が不十分な建築物については、地震による強い揺れにより倒壊の可能性があります。このため、「自助」(自分の命は自分で守る)として、住宅等の所有者には、その危険性を認識し、耐震化に取り組むことが強く求められています。また、住宅等の耐震化の気運を醸成するための普及啓発や耐震相談等を実施するとともに、倒壊のおそれのある木造住宅等の耐震診断や耐震改修を積極的に支援します。

【取り組み】

①住宅・建築物の耐震化についての普及啓発等の実施

県民や建築物の所有者に対し、東日本大震災等の教訓や耐震化の意義を啓発するとともに、併せて各種支援制度を積極的に周知する。

②「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」による耐震化の促進

県、市町村等で構成する「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」により、住宅等の耐震化施策を県内全域で積極的に展開し、耐震化を促進する。

③「耐震・改修相談所」の充実

住宅等の所有者や大工工務店等から寄せられる耐震診断や耐震改修に関する相談に幅広く対応するため、耐震・改修相談所を開設する。

< 平日に開催 >

④市町村と連携した「戸別訪問」等の啓発の推進

市町村とともに、「戸別訪問」、「住民対象の耐震講座」、「普及啓発パネル展」を実施し、耐震診断・改修等の実施を積極的に促す。

< H27: 114,396戸(見込み) → 戸別訪問戸数(累計) H32まで170,000戸 >

《〈工程表〉》					《〈担当部局〉》
H28	H29	H30	H31	H32	
推進					とくしまゼロ作戦課 住宅課建築指導室
推進					とくしまゼロ作戦課 住宅課建築指導室
推進					住宅課建築指導室
推進 訪問 125,000 戸	135,000 戸	145,000 戸	157,000 戸	170,000 戸	住宅課建築指導室

⑤住宅の耐震化の促進

昭和56年以前に建てられ、耐震性が不十分な住宅の耐震化を支援し、促進する。

<H25時点：77%→32年度までに住宅の耐震化率100%>

住宅課建築指導室					100%	住宅課建築指導室
住宅課建築指導室						住宅課建築指導室
住宅課建築指導室						住宅課建築指導室
住宅課建築指導室						住宅課建築指導室
住宅課建築指導室						住宅課建築指導室
住宅課建築指導室						住宅課建築指導室
住宅課建築指導室						住宅課建築指導室

⑥耐震診断受診の促進

市町村が実施する耐震診断に対して支援を行い、耐震診断の受診を促進する。

<県民ニーズに100%対応>

⑦耐震改修実施の促進

耐震性が不十分な木造住宅の所有者に対し、市町村が実施する耐震改修に対して支援を行い、耐震改修の実施を促進する。

<県民ニーズに100%対応>

⑧リフォーム等と併せて実施する簡易耐震化の促進

耐震化を促進するため、リフォーム等と併せて実施する簡易耐震化工事等を支援する。

<県民ニーズに100%対応>

⑨耐震改修促進税制の周知・普及啓発

耐震改修促進税制(所得税の税額控除及び固定資産税の減額措置)について周知し、活用を促進する。

⑩木造住宅の建替えの際の耐震化支援

耐震診断で、「倒壊する可能性がある」と判定された木造住宅の建替えの際の「県から指定を受けた金融機関」における「優遇貸付制度」について周知する。

⑪特定の民間建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法の改正により、新たに耐震診断・報告が義務づけられた特定の民間建築物がある全ての市町村に、補助制度の創設・拡充を促す。

< 診断義務付け建築物への補助制度創設市町村数 H27:12市町→H28:15市町 >

⑫県産木材を利用した「耐震シェルター」の普及推進

県産木材を利用した耐震シェルターの開発について、関連団体と連携して普及を図る。

⑬家具類の転倒防止対策の啓発の推進

家屋内での安全性を確保するため、県立防災センターでの固定金具の展示や各種講習会等を開催し、家具類の転倒防止対策の普及啓発を実施する。

推進 創設 15市町村						住宅課建築指導室
推進						林業戦略課次世代プロ ジェクト推進室 住宅課建築指導室
実施						とくしまゼロ作戦課

(2) 公共建築物等の耐震化の推進

災害時に、重要な防災拠点や被災者の避難所等となる、昭和56年以前の耐震性がない県や市町村の公共施設等については、耐震性を確保する必要があります。
 このため、県有施設の計画的な耐震化を推進するとともに、小中学校や社会福祉施設等公共施設の耐震化を促進します。

【取り組み】

① 防災拠点等となる県有施設の耐震化の推進

防災拠点となる庁舎や、多数の県民が利用する県有施設について、全ての施設の耐震化を計画的に推進する。

<H22:72.2% → H32年度までに防災拠点等となる県有施設の耐震化率97.0%>

② 県立学校施設の耐震化の推進

災害時に多数の児童・生徒の安全を確保することや、被災者の避難所等となることから、前期に重点をおいた取り組みを行い、全ての県立学校施設の耐震化を計画的に推進する。

<H27:96%→30年度までに県立学校施設の耐震化率100%>

③ 防災拠点等となる市町村公共施設の耐震化の促進

市町村災害対策本部となる本庁舎等、緊急性の高い市町村公共施設の耐震化を促進する。

④ 市町村公共施設耐震化促進支援センターによる耐震化の促進

「市町村公共施設耐震化促進支援センター」を設置し、市町村の公共施設の耐震診断・改修等の技術的支援を行い、耐震化を促進する。

<市町村が実施する公共施設の耐震化の促進を支援する。(年度毎に市町村から依頼を受けた公共施設に対する支援を実施する。)>

《工程表》				《担当部局》			
H28	H29	H30	H31	H32			
推進				97.0%	とくしまゼロ作戦課 関係各課		
推進					教育委員会		
促進					とくしまゼロ作戦課		
推進					営繕課		

⑤社会福祉施設の耐震化の促進

入所者の安全を確保するため、社会福祉施設の耐震化を促進する。

⑥文化財の耐震化の促進

「文化財災害対応マニュアル」により、市町村・所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る。
また、文化財巡視により、所有者等への注意喚起を図る。

促進						子ども・子育て支援室 地域福祉課 長兼いきがい課 障がい福祉課
推進						教育委員会

(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進

大規模地震が発生した場合でも、住民の避難行動や救助・救出等災害応急活動に支障が発生しないよう、建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止対策や不燃化対策、市街地のブロック塀等の倒壊防止対策を促進します。
また、避難場所となる公園等オープンスペースの整備を図るなど、大規模地震を想定したまちづくりを進めます。

【取り組み】

① 建築物の窓ガラスや外装タイル等の改善指導の実施

3階建て以上の建築物で道路に面した部分について、地震時に落下の危険性のある窓ガラスや外装タイル等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。

② 大規模盛土造成地の調査結果の公表

大規模盛土造成地の有無等を調査し、住民への情報提供をホームページ等で行うことにより、防災意識の向上を図る。

＜大規模盛土造成地の調査結果の公表率 H30：100%＞

③ ブロック塀や石塀等の改善指導の実施

道路に面し地震時に倒壊の危険性のある、高さ1.2mを超えるブロック塀・石塀等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。

④ 建築基準法に基づく市街地の建築物の不燃化対策の促進

建築基準法に基づく指導や検査により、防火・準防火・屋根不燃地域内の建築物の不燃化対策を促進する。

⑤ 造成宅地の危険擁壁の改善指導の実施

建築基準法に規定された擁壁（高さ2m以上）について、パトロールにより危険な擁壁の発見に努め、改善指導を行う。

《工程表》					《担当部局》	
H28	H29	H30	H31	H32		
推進					住宅課建築指導室	
推進 公表率 60%	80%	100%			都市計画課	
推進					住宅課建築指導室	
推進					住宅課建築指導室	
推進					都市計画課	

⑥危険造成宅地の増加防止

都市計画法に基づく開発許可審査時に大規模盛土の安全性を確認することにより、新たな危険造成宅地の増加を防止する。

⑦被災時の避難路の確保(再掲)

津波避難困難地域の解消をはじめ、地域の安全性を確保するため、老朽化して危険な空き家・空き建物の除却や市町村における空き家等対策計画の策定を支援し、災害に強いまちづくりを推進する。

<平成30年度までに老朽危険空き家840戸除去>

⑧共同溝(電線類の地中化)の整備の推進

電線類の地中化を計画的に進め、電気・通信等の安定したライフラインの確保を推進する。

<H25:11.0km → 30年度までに11.8kmを整備>

⑨防災機能を持った公園等オープンスペースの整備の推進(公園施設の防災拠点機能の強化)

災害時に救援救護活動や、復旧のための資機材・物資輸送の中継基地のほか、周辺地域の避難場所等、防災拠点として機能する公園の拠点機能の強化を推進する。

⑩防災・減災に資する鉄道高架事業の推進

踏切の除去による道路交通の円滑化及び津波浸水が想定される鉄道沿線地域において、避難路や救護路、一時避難場所などの機能確保を図るため、徳島市が実施するまちづくりと一体となって、鉄道高架事業を推進する。

<用地買収中>

推進				都市計画課
推進 除去 500戸	640戸	840戸		とくしまゼロ作戦課 住宅課
整備 11.0km	11.0km	11.8km		道路整備課 都市計画課
推進				都市計画課
推進				都市計画課

⑪「都市計画区域マスタープラン」の見直し

徳島東部及び南部圏域の都市計画区域マスタープランの見直し等により、防災・減災対策を土台に据え、安全で快適に暮らせる効率的な都市形成を推進する。

<29年度までに徳島東部及び南部圏域の都市計画区域マスタープランの策定>

⑫「市町都市計画マスタープラン」の策定・見直しを促進

防災減災対策を踏まえた市町都市計画マスタープランの策定に向け、未策定の市町の支援を行うとともに、上位計画となる「都市計画区域マスタープラン」の見直しにより、各市町における見直しについて検証を推進する。

<29年度までに策定(2市町)・見直し検証(12市町)>

⑬津波浸水に対応した埋立造成

徳島小松島港津田地区における「津田地区活性化計画」に基づき、地域の防災力を高める。

<「津田地区活性化計画」の実現に向けた土地造成 H27・計画策定→H30:埋立概成>

	策定			都市計画課
	策定・見直し 検証			都市計画課
推進			概成	運輸政策課

(4) 公共土木施設等の地震対策の推進

大規模な地震が発生した場合、河川、港湾、漁港などの公共土木施設等が、その機能を十分に発揮できるよう、岸壁などの現状を把握するとともに、緊急度の高いものから耐震化を進めます。

【取り組み】

① 国直轄事業による防災拠点港の岸壁の耐震化及び海上輸送拠点となる港湾施設の整備の促進

地震の揺れによる液状化等に対応するため、防災拠点港岸壁の耐震化及び海上輸送拠点となる港湾施設の整備を促進する。

② ため池ハザードマップの作成の推進

決壊すると多大な影響を与えるためため池ハザードマップの作成を推進する。

< H32年度までに120箇所(累計)実施 >

③ 漁港施設の耐震化の推進

地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、漁港施設の耐震診断結果等に基づき、地震・津波対策の整備を推進する。

< 漁港施設の耐震化着手数 H25:2箇所 → H32:5箇所 >

④ 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(再掲)

海岸保全基本計画及び河川整備計画に基づき、緊急を要する海岸・河川堤防の整備を推進する。

< 海岸・河川堤防の地震・津波対策の実施数 H25:8箇所 → H32:25箇所 >

《《工程表》》					《《担当部局》》	
H28	H29	H30	H31	H32		
	促進				運輸政策課	
実施 88箇所	96箇所	104箇所	112箇所	120箇所	農業基盤課	
整備 4箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	農山漁村振興課	
推進 17箇所	19箇所	21箇所	23箇所	25箇所	河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課	

⑤堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進(林野海岸)(再掲)

海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。

＜毎年4海岸の施設点検を推進＞

⑥国直轄事業による海岸堤防の整備の促進(再掲)

撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。

⑦国直轄事業による河川管理施設の整備の促進(再掲)

国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。

⑧水門・樋門等の自動化・閉鎖の推進(再掲)

海岸及びび河川における水門・樋門等の自動化・閉鎖を推進する。
 ＜水門・樋門等の自動化・閉鎖の実施数 H25:38%→H32:48%＞

⑨迅速な陸こう等閉鎖のための運用の見直し(再掲)

常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こうを閉鎖するため、陸こう等の運用の見直しを行う。

⑩河川水門の耐震化の推進(再掲)

津波の遡上が想定される河川において、緊急を要する河川水門の耐震化を推進する。

＜河川水門の耐震化実施箇所数 H25:4箇所→H32:10箇所＞

推進						森林整備課
促進						運輸政策課
促進						河川整備課 水資源・流域振興室
自動化・閉鎖 43%	45%	46%	47%	48%		河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課
推進						河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課
耐震化 6箇所	7箇所	9箇所	9箇所	10箇所		河川整備課

⑪農業用ため池の整備の推進

農業用ため池について、緊急点検の結果を踏まえ、老朽化したため池の計画的な整備を実施する。

<H28:4施設 → H32:8施設>

⑫土地改良施設の耐震化の推進

土地改良施設について、耐震診断の実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

<H28:4施設 → H32:6施設>

	4施設	5施設	6施設	8施設	農業基盤課
整備 4施設	4施設	5施設	5施設	6施設	農業基盤課
耐震化 4施設	4施設	5施設	5施設	6施設	農業基盤課

(5) 土砂災害対策の推進

本県は山地が多く、全面積のおよそ8割を占めており、地すべりやがけ崩れ等の危険箇所への土砂災害対策が必要です。このため、緊急度の高い危険箇所における被害拡大防止対策を実施します。また、これらの危険箇所に関する情報を県民に提供し、県民自らが身を守るための取り組みを推進します。

【取り組み】

① 土砂災害の危険性のある人家の保全対策の実施

災害時要援護者関連施設等の保全や、近年土砂災害が発生した緊急度の高い箇所における、被害拡大防止対策を重点的に実施する。

< H28: 2,300戸 → H32: 2,500戸保全する。 >

② 土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全

土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所を保全する。

< 保全した要配慮者利用施設及び避難所数 H25年度269施設 → H32年度310施設 >

③ 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進

土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進する。

< 平成28年度に実施率100% >

《工程表》					《担当部局》	
H28	H29	H30	H31	H32		
保全 2,300戸	2,350戸	2,400戸	2,450戸	2,500戸		農業基盤課 森林整備課
実施 保全 286施設	293施設	305施設	310施設	310施設		砂防防災課
↑ 実施 100%						砂防防災課

④市町村が行う土砂災害啓発マップの公表

市町村が行う土砂災害啓発マップを公表する。

<平成29年度の公表率100%>

⑤地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検マニュアルの運用

地震発生により危険性が高まる恐れのある土砂災害危険箇所の的確な対応や砂防堰堤等砂防設備の速やかな機能復旧を行うため、緊急点検の実施マニュアルを適切に運用する。

⑥河道閉塞等の大規模土砂災害に対する訓練の実施(直轄砂防)

河道閉塞等の大規模土砂災害に対する緊急対応を迅速かつ的確に行うために、直轄砂防事務所、四国4県、関係市町村が連携して対応訓練を実施する。

⑦深層崩壊対策の推進

深層崩壊対策として、国土交通省や農林水産省をはじめとする関係機関とともに、迅速かつ円滑な避難を確保するためのハード、ソフト両面の対策を推進する。

推進 83%	100%				砂防防災課
推進					砂防防災課
推進					砂防防災課
推進					農業基盤課 森林整備課 砂防防災課

V 立ち上がる復興まちづくり

(1)復興まちづくりの検討

南海トラフ巨大地震等大規模地震が発生した場合、全県にわたり甚大な被害をもたらすことが想定されます。このため、東日本大震災の被災自治体の取り組みを参考に、復興計画の検討項目の洗い出しや策定手順を明らかにすることにより、復興に早期着手するための取り組みを進めます。

【取り組み】

①東日本大震災の被災自治体の復興計画等の情報収集・分析

被災地の自治体が策定する「復興計画」の内容や計画策定までの経過、手法等の情報を収集・分析する。

②南海トラフ巨大地震を想定した早期復興のための検討

被災地の自治体から得られる復興に関する教訓や課題を踏まえ、本県における南海トラフ巨大地震を想定した復興計画の検討項目や策定手順、復興のための組織等体制などについて検討を行う。

③各分野の関係機関・団体等における、復興のための検討の促進

医療・福祉をはじめ、商工業、農林水産業、建設業など、各分野を代表する関係機関・団体等において、南海トラフ巨大地震で被災した際の迅速な復興に向けた検討を促進

④地籍調査の推進

震災等の大規模災害に備え、土地の境界を正確に復元でき、迅速な復興が可能となるよう、地籍調査を推進する。

<H22:29% → 32年度までに進捗率39%>

《《工程表》》					《《担当部局》》	
H28	H29	H30	H31	H32		
収集 分析					とくしまゼロ作戦課 関係各課	
検討					とくしまゼロ作戦課 関係各課	
促進					関係各課	
推進 進捗率 35%	36%	37%	38%	39%	農山漁村振興課	

⑤防災・減災関連エリアの地籍調査の推進

防災・減災関連の「重点エリア」の地籍調査の推進を図る。

<H24: 683km² → 32年度までに 累計815km²>

⑥事前復興計画の策定の促進

震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、市町村の事前復興計画の策定を促進する。

推進 累計 755km ²	770km ²	785km ²	800km ²	815km ²	農山漁村振興課
促進					とくしまゼロ戦課 関係各課

I 地震津波対策の計画的な推進

番号	取り組み	達成の理由	担当部局
1	「地震津波減災対策検討委員会」による抜本対策の検討	23年度に設置済	とくしまゼロ作戦課
2	「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の制定	24年度に制定済	とくしまゼロ作戦課
3	特定活断層調査区域の指定	25年度に指定済	とくしまゼロ作戦課
4	津波防災地域づくり法に規定する津波災害警戒区域等の指定	25年度に津波災害警戒区域を指定済	とくしまゼロ作戦課 関係各課
5	「市町村による津波防災地域づくり法に規定する推進計画」の作成の支援	25年度に推進計画作成指針を策定済	とくしまゼロ作戦課 関係各課
6	国土強靱化地域計画の策定	26年度に策定済	とくしまゼロ作戦課 関係各課
7	三連動地震を想定した「津波高暫定値（暫定浸水予測図）」の公表	23年度に公表済	とくしまゼロ作戦課
8	「津波浸水予測調査」の実施	24年度に公表済	とくしまゼロ作戦課
9	「地震動被害想定調査」の実施	24年度に公表済	とくしまゼロ作戦課
10	「中央構造線活断層帯」の位置図の公表	24年度に公表済	とくしまゼロ作戦課

Ⅱ 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進

番号	取り組み	達成の理由	担当部局
1	防災マップによる啓発活動の促進	25年度までに全市町村で見直し済	とくしまゼロ作戦課
2	文化財ハザードマップの作成	計画どおり平成25年度に作成して関係市町に配布するとともに、市町村教育委員会担当者の会議で毎年、周知しているため。	教育委員会
3	防災教育推進モデル校による防災教育の実践	事業が目的を達成し平成22年度で完了した。	教育委員会
4	「学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト」の養成	養成目標20人を上回る41人を養成。各スペシャリストは、地域で活動を展開するなど、事業の目的を達成した。	教育委員会
5	インターネットを活用した防災教育の推進	「学校防災管理マニュアル」等の学校・教職員への電子配信による普及啓発の目的を達成した。	教育委員会
6	「地域連携防災教育推進モデル事業」の実施	平成25年度に事業終了	防災人材育成センター
7	NPOとの連携による防災教育の実践	平成24年度に事業終了	防災人材育成センター
8	学校防災管理マニュアルの修正・運用	「学校防災管理マニュアル」の改訂、及び学校防災管理体制の改善という目的を達成し、各学校で防災マニュアル運用が適切に実施されている。	教育委員会
9	防災人材育成センターの設置	平成24年度に設置済	防災人材育成センター
10	「震災対策推進パートナー」の育成	H25年度末に525人登録により目標を達成。さらに、新規採用職員を始めとする県職員等に「地域防災推進員養成研修」の受講による「防災士」資格取得を推進し、地域防災力の強化を図っているため。	防災人材育成センター
11	自主防災組織の活動の活性化（「集団の活力評価法」の導入）	「活動の活性化」については、分野別項目1(4)の①と統合。	防災人材育成センター
12	「県災害ボランティア受入れマニュアル」の見直し	平成25年度に「徳島県災害ボランティア活動支援方針」の見直しを行ったため	地域福祉課

13	家具類の転倒防止対策に関する啓発ホームページ開設	23年度に開設済	とくしまゼロ作戦課
14	都市公園施設の耐震化の推進	事業が当初の目的を達成し完了したため [H26年度末までに耐震化率100%達成]	都市計画課
15	市町村立等小中学校施設の耐震化の促進	H27年度の進捗状況は約99%とほぼ目標を達成している。 残り1%については、個別事情のあるものであり、県の行動計画の取り組みとすることに馴染まないため。 未耐震施設は11棟5校で、9棟4校は既に事業に着手しており、H30年度には完了予定。2棟1校については、市所有の隣接する社会教育施設との耐震対策を今後総合的に計画するため整備完了は未定である。	総務課 教育委員会
16	市町村振興資金による小中学校施設の耐震化の促進	事業が当初の目的をほぼ達成したため。なお、小中学校施設の耐震化については、「とくしま強靱化推進資金」において、引き続き、貸付対象となっている。	市町村課
17	県営住宅の耐震化の推進	H27.7月に耐震性のない住棟を用途廃止し、県営住宅の耐震化が完了したため	住宅課
18	災害拠点病院の耐震化の促進	災害拠点病院の耐震化率100%を達成したため（県立病院についても耐震化は完了している）	医療政策課 病院局
19	防災機能を持った公園等オープンスペースの整備の推進（農村公園の整備の推進）	19年度に整備が完了し目的を達成し、今後施設の整備予定が無いため、廃止とする。	農山漁村振興課
20	防災機能を持った公園等オープンスペースの整備の推進（港湾地域におけるオープンスペースの整備）	平成22年3月に完成したため。（北緑地：マリンピア）	運輸政策課
21	堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進（港湾海岸）	事業統合のため	河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課
22	堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進（漁港や漁港海岸）	事業統合のため	河川整備課 運輸政策課 農山漁村振興課 農業基盤課
23	堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進（河川海岸）	事業統合のため	河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課

24	東日本大震災の「液状化」の被害状況や対策等の調査・検討	調査・検討済	とくしまゼロ作戦課 関係各課
25	「地震動被害想定調査」による「液状化予想マップ」の作成・公表	24年度に公表済	とくしまゼロ作戦課
26	「液状化」に関する啓発の推進	「液状化予想マップ」の作成・公表済 「とくしまー0(ゼロ)作戦」防災出前講座や県立防災センターの各種講座等で広く県民に啓発	とくしまゼロ作戦課
27	土砂災害警戒区域等における防災意識啓発の実施	数値目標を達成したため。	砂防防災課
28	津波ハザードマップによる啓発活動の促進	津波ハザードマップ見直し・配布済	とくしまゼロ作戦課
29	沿岸市町における津波ハザードマップの見直しの支援	25年度までに沿岸全市町で見直し済	とくしまゼロ作戦課
30	「海上避難ガイドマップ」の作成	平成25年度に策定	水産振興課
31	津波高標示等による啓発活動の促進	津波浸水想定及び津波災害警戒区域と基準水位を指定・公表済	とくしまゼロ作戦課
32	地域避難場所等の標高調査の実施	24年度に公表済	とくしまゼロ作戦課
33	津波避難ビル表示板の設置の促進	24年度に設置済	とくしまゼロ作戦課
34	市町の「津波避難計画」見直しの促進	25年度までに沿岸全市町で見直し済	とくしまゼロ作戦課
35	身近な避難路、避難場所の整備への支援	23年度に「津波から命を守る緊急総合対策事業」を創設済	とくしまゼロ作戦課 森林整備課
36	津波避難タワー等の整備の推進	23年度に「津波から命を守る緊急総合対策事業」を創設済	とくしまゼロ作戦課
37	港湾における津波避難施設の整備の推進	津波避難施設が27年度内完成予定のため。	運輸政策課

38	県南地域におけるLED避難誘導施設等の設置促進	当初の目標を達成したため。 また、今後の取組みについては、「津波一時避難場所における機能強化の促進」として促進に努める。	南部総合県民局
39	緊急地震速報受信端末等の県有施設への整備	整備達成による	とくしまゼロ作戦課
40	観光客等に対する情報伝達方法の検討	【統合（解消）】後期計画における体系の変更があったことから、取り組み内容を他の取り組み内容と統合し、今後とも活動を継続することとした。	とくしまゼロ作戦課 南部総合県民局
41	比較的発生頻度の高い津波（L1津波）の水位設定と施設の整備計画の策定	「海岸保全基本計画」改定済	河川整備課 運輸政策課 農業基盤課 農山漁村振興課
42	「徳島県防災・危機管理センター」の設置	整備達成による	とくしまゼロ作戦課
43	「県地域防災計画」に基づく「個別災害対応業務実施マニュアル」の作成	作成達成による	とくしまゼロ作戦課 関係各課
44	県有施設におけるヘリサインの整備	・県立学校においては、事業が当初の目的を達成し完了したため。 ・整備を予定していた南部圏域の県有施設（美波庁舎、南部防災館等）については、平成24年度に整備を終了しているため。	教育委員会 南部総合県民局 とくしまゼロ作戦課
45	団員確保等による消防団の充実強化	消防団員の確保推進に事業統合	消防保安課
46	防災拠点ともなる「自動車運転免許センター」の整備推進	平成25年度に「自動車運転免許センター」の整備が完了し、当初の目的を達成したため。	警察本部
47	県立中央病院・三好病院におけるヘリポート整備	県立中央病院・三好病院ともにヘリポートが完成し、整備が完了したため	病院局
48	地域における防災拠点施設の整備の検討	西部地域の防災拠点や、津波被害が想定される沿岸地域の後方支援拠点となる「西部健康防災公園」の整備目標H28着工が設定されたため。	関係各課
49	県南部の防災拠点施設の整備	「徳島県立南部防災館」については、平成21年度に完成し、平成22年5月より開館されており、整備は終了しているため。	とくしまゼロ作戦課 南部総合県民局
50	総合情報通信ネットワークシステムの再整備	平成27年度に整備完了	とくしまゼロ作戦課
51	「災害時情報共有システム」の開発・機能強化・運用	新規事業に統合	とくしまゼロ作戦課

5 2	「情報ネットワーク基盤」の再整備	新規事業に統合	とくしまゼロ作戦課
5 3	各警察署等における衛星携帯電話の整備	各警察署等への整備が当初の目的を達成したため。	警察本部
5 4	藍場町地下駐車場における緊急地震速報等非常通報装置の設置	平成24年度に設置完了したため	企業局
5 5	「関西広域応援・受援実施要綱」の制定	制定達成による	とくしまゼロ作戦課
5 6	「徳島県広域防災活動計画」の見直し	平成27年度に策定済	とくしまゼロ作戦課
5 7	高速道路会社との連携強化	平成24年3月22日に、徳島県と西日本高速道路(株)の間で、「大規模災害発生時における相互協力協定」のさらなる連携・協力体制の強化を図ることを目的に「変更協定」及び「細目協定」を締結し、目標を達成したため。	道路政策課 高規格道路課
5 8	工業用水道の広域応援体制の強化	平成24年度に協定を締結したため	企業局
5 9	文化財カルテの作成	対象となる個人所有の有形文化財、有形民俗文化財のうち、所有者の理解があるものは作成できたため。	教育委員会
6 0	大規模災害時における公金安定供給機能の確保	財務会計システムのバックアップセンター機能については、防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業で整備されたデータセンターに全面移行し、当初の目的を達成したため。	出納局
6 1	警察本部及び各警察署におけるBCPの策定	平成24年度に「徳島県警察大規模災害対応業務継続計画」を策定し、当初の目的を達成したため。	警察本部
6 2	広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備促進	広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備が完了したため	医療政策課
6 3	災害時緊急医薬品等の備蓄計画の策定	当計画はH23～H25年に慢性疾患用医薬品を追加備蓄するものであり、すでに達成されている。今後は、戦略的災害医療プロジェクトの検討を踏まえ、備蓄場所、備蓄数量を見直すなど、備蓄医薬品の供給体制の充実強化を図ることとする。	薬務課
6 4	災害拠点病院の防災用設備の整備	災害拠点病院の防災用設備の整備が完了したため(県立病院についても防災用設備の整備は概ね完了している)	医療政策課 病院局

65	「災害支援病院」の指定の促進	「災害支援病院」の指定が完了したため	医療政策課
66	地すべり対策事業と併せて行う「臨時ヘリポート」の整備促進	事業が当初の目標を達成したため。 [3箇所整備済]	砂防防災課 道路整備課 西部総合県民局
67	津波一時避難場所における機能強化の促進	23年度に「津波から命を守る緊急総合対策事業」を創設済 県立学校においては、事業が当初の目的を達成し完了したため。	とくしまゼロ作戦課 南部総合県民局 教育委員会
68	「路面对空標示」の整備推進	事業が当初の目的を達成し完了したため。 [県管理の主要幹線道路（補助国道）の計画区間（L=約248km）で整備済]	道路整備課
69	緊急輸送路の見直し	平成24年度に緊急輸送道路ネットワーク計画を見直し、徳島県地域防災計画に反映済。	道路整備課
70	「災害時要援護者支援対策マニュアル」の見直し	平成25年度に「災害時要援護者支援対策マニュアル」の見直しを行ったため	地域福祉課
71	在宅要援護者の避難支援体制づくりの促進	災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとなったため	地域福祉課 障がい福祉課 長寿生きがい課
72	災害時障がい者支援のためのハンドブックの作成	ハンドブックの作成が完了したため。今後は、当該ハンドブックを用い障がい特性に対する理解等を深めるため支援者向けの研修を行う。	障がい福祉課
73	発達障がい者に対する災害時支援体制の整備・啓発の推進	「発達障がい者防災ハンドブック」を作成し、啓発イベント等において県民への周知を図った。今後は、支援体制の充実・強化のため人材育成を行う。	発達障がい者総合支援センター
74	災害時要援護者関連施設に係る土砂災害警戒区域の指定	数値目標を達成し完了したため。	砂防防災課

Ⅲ 生活の質（ＱＯＬ）を重視した被災者支援対策

番号	取り組み	達成の理由	担当部局
1	避難所における仮設トイレ等の確保体制の促進	関係団体との支援協定の締結により、当初の目的を達成し完了したため	水・環境課
2	避難所における「こころのケア」体制づくりの推進	「災害派遣精神医療チーム」の人材の養成に引き継がれるため	健康増進課
3	救援物資等の備蓄・輸送体制の確立（救援物資等の備蓄・輸送体制の確立）	施策の統合のため	とくしまゼロ作戦課
4	救援物資等の輸送体制の確立（物資輸送に係る民間事業者等との連携の検討）	施策の統合のため	とくしまゼロ作戦課
5	水道応急対策の促進（県の「水道応急対策行動計画」の策定）	H18年度に策定されたため、項目を一元化しH28からの推進を図る。	安全衛生課
6	水道応急対策の促進（市町村における「水道応急対策行動計画」の策定）	H22年度までに全市町村で策定されたため、項目を一元化しH28からの推進を図る。	安全衛生課
7	下水道施設の整備の推進	残った処理場については、今後の汚水処理構想の見直しにより、整備の必要性が当面無くなる見込みであるため	水・環境課
8	工業用水道における資材備蓄倉庫の整備	平成24年度に整備	企業局
9	「企業局地震対策事業継続計画」の策定・見直し	平成22年度に策定、平成24年度に見直しをしたため	企業局
10	工業用水道緊急対策研究会の設置	平成23年度に設置・研究	企業局
11	アスベスト等情報の消防機関等への提供	事業の目的が達成したため	消防保安課
12	住宅等の空き情報の提供（公営住宅の空き情報提供システムの構築・情報提供）	事業が当初の目的を達成したため	住宅課

13	住宅等の空き情報の提供 (民間賃貸住宅の登録・閲覧システムの構築・情報提供)	事業が当初の目的を達成したため	住宅課
14	災害時「こころのケア」体制づくりの推進	「災害派遣精神医療チーム」の人材の養成に引き継がれるため	健康増進課

IV 震災に強い産業対策・社会づくりの推進

番号	取り組み	達成の理由	担当部局
1	除塩対策実証実験の実施	除塩対策実証実験の結果を「農業版BCP」の別冊「津波・塩害からの営農再開マニュアル」へ反映し、当初の目的を達成したため	経営推進課
2	GIS（地図情報システム）を用いた「早期災害復旧システム」の構築	24年度に構築し目的を達成したため、廃止とする。	農山漁村振興課
3	「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」の策定・推進	当初計画の期間が完了したため。	環境首都課 自然エネルギー推進室

「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画
（徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画）

編集・発行 徳島県危機管理部とくしまゼロ作戦課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2297
ファクシミリ 088-621-2849
E-Mail tokushimazerosakusenka@pref.tokushima.lg.jp
